

10. 地域環境活動

(1) 市町村における環境保全活動

ア 市(町村)民環境憲章等

市町村名	名 称	内 容
千葉市	緑と水辺の都市宣言	昭和59年10月20日 豊かな緑ときれいな水辺の都市づくりを市民の総力をあげて進めるための誓い
銚子市	産業廃棄物最終処分場設置反対・不法投棄しないさせない都市宣言	懸垂幕の掲出、市広報への掲載、市都市宣言板への明記及び関係機関、業者に対し宣言の周知を行い、市の基本姿勢を明確にするとともに、設置計画者への心理的効果、市民のゴミに対する意識の高揚を図る。 平成7年6月29日都市宣言
市原市	不法投棄絶滅宣言	平成12年7月5日 市民、事業者、行政が一体となって、緑豊かな郷土を守るために不法投棄を「しない」「させない」「許さない」をスローガンに不法投棄絶滅をめざし行動することを宣言する。
袖ヶ浦市	環境保全都市宣言	「地球的規模で考え、地域で環境を守り育てる」等6つの目標を掲げ、市民の総意として宣言。 平成3年6月14日宣言
白井市	環境都市宣言	環境保全や環境問題に対する意識啓発を行い、町民、事業者、行政が一体となって「環境にやさしいまちづくり」を進めることを目的として平成8年10月6日に宣言を行った。
沼南町	環境保全宣言	立看板設置、懸垂幕、横断幕を掲示し、PRするとともに、広報誌掲載、不法投棄パトロールを徹底する。平成元年9月18日宣言

イ 条例の制定、環境基本計画等の策定

【環境保全に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千葉市	千葉市環境基本条例	H06/12/21
銚子市	銚子市環境基本条例	H13/09/27
市川市	市川市環境基本条例	H10/07/03
船橋市	船橋市環境基本条例	H09/03/31
野田市	野田市環境基本条例	H08/07/31
佐原市	佐原市環境基本条例	H12/03/30
茂原市	茂原市環境条例	H10/04/01
成田市	成田市環境基本条例	H09/03/31
佐倉市	佐倉市環境基本条例	H08/12/24
東金市	東金市環境基本条例	H12/12/27
八日市場市	八日市場市環境基本条例	H08/12/17
旭市	旭市環境基本条例	H08/07/01
習志野市	習志野市環境基本条例	H11/09/28
柏市	柏市環境保全条例	H13/09/28
勝浦市	勝浦市環境基本条例	H11/12/22
市原市	市原市民の環境をまもる基本条例	S48/03/31
流山市	流山市環境基本条例	H13/07/02
八千代市	八千代市環境基本条例	H10/11/24
我孫子市	我孫子市環境条例	H09/10/01
鴨川市	鴨川市環境基本条例	H14/03/27
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境保全基本条例	H05/12/22
四街道市	四街道市環境基本条例	H09/09/29
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11/12/27
八街市	八街市環境基本条例	H10/04/01
印西市	印西市環境基本条例	H11/03/19
白井市	白井町環境基本条例	H12/06/14
富里市	富里市環境基本条例	H11/03/25
沼南町	沼南町環境基本条例	H14/03/27
栄町	栄町環境基本条例	H10/12/11
山田町	山田町環境基本条例	H09/10/01
海上町	海上町環境基本条例	H14/07/01
大網白里町	大網白里町環境基本条例	H14/03/29
睦沢町	睦沢町環境条例	H10/06/26
長生村	長生村環境条例	H12/03/10
長柄町	長柄町環境条例	H11/01/01
大多喜町	大多喜町環境基本条例	H08/12/19
御宿町	御宿町環境保全条例	S48/06/27
大原町	大原町環境基本条例	H13/03/05

【公害規制に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千葉市	千葉市環境保全条例	H07/10/02
銚子市	銚子市環境保全条例	H13/09/27
市川市	市川市環境保全条例	H10/07/03
船橋市	船橋市環境保全条例	H09/03/31
館山市	館山市公害防止条例	S47/10/02
木更津市	木更津市環境保全条例	H12/12/20
松戸市	松戸市公害防止条例	S47/04/20
野田市	野田市環境保全条例	H08/07/31
佐原市	佐原市環境保全条例	H12/03/30
茂原市	茂原市環境条例	H10/04/01
成田市	成田市公害防止条例	S47/03/30
佐倉市	佐倉市環境保全条例	H11/09/30
東金市	東金市環境保全条例	H13/03/07
八日市場市	八日市場市環境保全条例	H09/03/25
旭市	旭市環境保全条例	H08/07/01
習志野市	習志野市公害防止条例	S45/04/01
柏市	柏市公害防止条例	H13/09/28
勝浦市	勝浦市環境保全条例	H11/12/22
市原市	市原市生活環境保全条例	H10/03/23
流山市	流山市公害防止条例	S47/06/20
八千代市	八千代市公害防止条例	S47/04/01
我孫子市	我孫子市環境条例	H09/10/01
鴨川市	鴨川市公害防止条例	S47/06/24
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市公害防止条例	S47/10/05
君津市	君津市公害防止条例	S47/06/29
富津市	富津市公害防止条例	S46/12/24
浦安市	浦安市公害防止条例	S47/03/24
四街道市	四街道市公害防止条例	S47/12/21
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市環境条例	H11/12/27
八街市	八街市環境保全条例	H10/04/01
印西市	印西市環境保全条例	H11/03/19
白井市	白井市公害防止条例	S46/12/22
富里市	富里市公害防止条例	S47/07/04
関宿町	関宿町公害防止条例	S47/03/18
酒々井町	酒々井町公害防止条例	S51/06/25
印旛村	印旛村公害防止条例	S53/03/27
本埜村	本埜村公害防止条例	S60/03/08
栄町	栄町環境保全条例	H10/12/11
下総町	下総町公害防止条例	S47/03/21
神崎町	神崎町公害防止条例	S47/07/10
大栄町	大栄町公害防止条例	S47/03/14
小見川町	小見川町公害防止条例	S47/03/16
山田町	山田町環境保全条例	H09/10/01
栗源町	栗源町公害防止条例	S47/07/14
多古町	多古町公害防止条例	S47/05/13
千潟町	千潟町公害防止条例	S59/12/21
東庄町	東庄町公害防止条例	S47/03/17
海上町	海上町環境保全条例	H14/07/01
飯岡町	飯岡町公害防止条例	S47/03/08
光町	光町公害防止条例	S47/03/10
野栄町	野栄町公害防止条例	S47/03/08
大網白里町	大網白里町公害防止条例	S47/11/25
九十九里町	九十九里町公害防止条例	H07/12/15
成東町	成東町公害防止条例	S48/04/20
山武町	山武町公害防止条例	S47/03/17
松尾町	松尾町騒音防止に関する条例	S30/06/14
横芝町	横芝町公害防止条例	S60/10/01
芝山町	芝山町公害防止条例	S47/06/16
一宮町	一宮町公害防止条例	H02/03/14
睦沢町	睦沢町環境条例	H10/06/26
白子町	白子町公害防止条例	S53/12/20
長柄町	長柄町環境条例	H11/01/01
長南町	長南町公害防止条例	S46/12/20
大多喜町	大多喜町環境保全条例	H08/12/19
夷隅町	夷隅町公害防止条例	S59/06/26
大原町	大原町公害防止条例	H13/03/05

市町村名	名 称	制 定 日
岬 町	岬町公害防止条例	S49/12/25
富 浦 町	富浦町公害防止条例	S47/05/10
富 山 町	富山町公害防止条例	S47/06/16
鋸 南 町	鋸南町公害防止条例	S47/03/02
三 芳 村	三芳村公害防止条例	S47/03/26
白 浜 町	白浜町公害防止条例	S47/03/13
千 倉 町	千倉町公害防止条例	S47/03/22
丸 山 町	丸山町公害防止条例	S47/03/21
和 田 町	和田町公害防止条例	S47/03/31
天津小湊町	天津小湊町公害防止条例	S48/04/01

【土砂等の埋立に関する基本的事項を定めた条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染および災害の発生の防止に関する条例	H09/09/24
銚 子 市	銚子市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
市 川 市	市川市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例	S55/10/01
船 橋 市	船橋市土砂等による土地の埋立・盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S57/12/28
館 山 市	館山市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H01/03/28
木 更 津 市	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/20
野 田 市	野田市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
佐 原 市	佐原市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/09/29
茂 原 市	茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
成 田 市	成田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
佐 倉 市	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例	H09/03/28
東 金 市	東金市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
八日市場市	八日市場市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
旭 市	旭市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H08/07/01
習 志 野 市	習志野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/12/24
柏 市	柏市埋立事業規制条例	H10/03/27
勝 浦 市	勝浦市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
市 原 市	市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	H09/09/17
流 山 市	流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/30
八 千 代 市	八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
我 孫 子 市	我孫子市埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/07/01
鴨 川 市	鴨川市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/22
君 津 市	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
富 津 市	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/17
四 街 道 市	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H14/02/12
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/25
八 街 市	八街市小規模埋立て事業による土壌の汚染災害の発生の防止に関する条例	H10/06/01
印 西 市	印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/27
白 井 市	白井市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09/17
富 里 市	富里市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
関 宿 町	関宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
沼 南 町	沼南町土砂等による埋立て、盛土又はたい積行為及び土質の規制に関する条例	H10/03/20
酒々井町	酒々井町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
印 旛 村	印旛村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
本 埜 村	本埜村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/13
栄 町	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/04
下 総 町	下総町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/18
神 崎 町	神崎町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
大 栄 町	大栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
小 見 川 町	小見川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/12
山 田 町	残土条例	H10/06/17
栗 源 町	栗源町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/01/01
多 古 町	多古町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/16
干 潟 町	干潟町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09/21
東 庄 町	東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/09
海 上 町	海上町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例残土条例	H09/12/24
飯 岡 町	飯岡町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
光 町	光町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
野 栄 町	野栄町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/16
大 網 白 里 町	大網白里町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例	S63/04/01
九 十 九 里 町	九十九里町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/01/01

市町村名	名 称	制 定 日
成 東 町	成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
山 武 町	山武町残土等の埋立てに関する条例	H13/03/12
松 尾 町	松尾町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/03/17
横 芝 町	横芝町小規模埋立事業による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H13/03/16
芝 山 町	残土条例	S63/04/01
一 宮 町	一宮町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/31
睦 沢 町	睦沢町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/23
長 生 村	長生村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
白 子 町	残土条例	H10/03/17
長 柄 町	長柄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/09
長 南 町	長南町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
大 多 喜 町	大多喜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/24
夷 隅 町	夷隅町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/16
御 宿 町	御宿町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12
大 原 町	大原町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/18
岬 町	岬町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/12/19
富 浦 町	富浦町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/04/01
富 山 町	富山町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H09/06/16
鋸 南 町	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積に関する条例	H09/03/19
三 芳 村	三芳村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/18
白 浜 町	白浜町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/12/25
丸 山 町	丸山町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H13/04/01
和 田 町	和田町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H10/03/09
天津小湊町	天津小湊町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	H11/07/01

【ポイ捨て防止条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千 葉 市	千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例	H10/03/23
船 橋 市	船橋市ポイ捨て防止条例	H10/03/31
館 山 市	館山市まちをきれいにする条例	H10/03/24
木 更 津 市	木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H08/03/29
野 田 市	野田市環境美化条例	H09/03/31
茂 原 市	茂原市ポイ捨て防止条例	H12/06/29
成 田 市	成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	H08/12/27
東 金 市	東金市清潔で美しい町づくりの推進に関する条例	H13/03/31
八日市場市	八日市場市まちをきれいにする条例	H13/03/19
柏 市	柏市ばい捨て及び違反ごみ出し防止条例	H09/03/28
市 原 市	市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例	H09/03/18
八 千 代 市	八千代市ポイ捨て防止に関する条例	H10/03/25
我 孫 子 市	我孫子市さわやかな環境づくり条例	H10/01/01
鴨 川 市	鴨川市まちをきれいにする条例	H07/12/21
君 津 市	君津市まちをきれいにする条例	H09/03/31
富 津 市	富津市まちをきれいにする条例	H09/03/27
浦 安 市	浦安市空き缶等の散乱防止等に関する条例	H09/03/31
四 街 道 市	四街道市まちをきれいにする条例	H11/03/30
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市まちをきれいにする条例	H09/03/28
八 街 市	八街市さわやかな環境づくり条例	H10/11/01
富 里 市	富里市ポイ捨て防止条例	H12/03/27
印 旛 村	印旛村環境美化推進に関する条例	H12/09/13
神 崎 町	神崎町ポイ捨て防止条例	H13/12/18
多 古 町	多古町空き缶等の散乱防止に関する条例	H12/12/20
東 庄 町	東庄町空き缶等の散乱防止に関する条例	H10/03/12
成 東 町	成東町環境美化の推進に関する条例	H10/03/23
山 武 町	山武町環境美化推進に関する条例	H09/09/12
芝 山 町	芝山町をきれいにする条例	H13/06/18
睦 沢 町	睦沢町ポイ捨て行為の防止に関する条例	H10/06/26
白 子 町	白子町環境美化推進に関する条例	H08/06/11
御 宿 町	御宿町のきれいな海浜環境を守る条例	H06/09/27
富 山 町	富山町環境美化推進に関する条例	H09/06/16
鋸 南 町	鋸南町環境美化推進に関する条例	H06/12/08
白 浜 町	白浜町環境美化推進に関する条例	H10/03/10
千 倉 町	千倉町空き缶等の散乱の防止に関する条例	H06/08/20
丸 山 町	丸山町環境美化推進に関する条例	H09/07/01

【水源保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
木更津市	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H06/12/22
市原市	市原市水道水源保護条例	H07/03/31
君津市	君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/06/30
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例	H07/03/30
神崎町	神崎町水道水源保全条例	H13/03/19
長柄町	長柄ダム水質保護条例	H08/10/01
白浜町	白浜町長尾川流域に係る水道水源の水質保全に関する条例	H08/03/18

【自然保護条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
船橋市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例	S48/09/29
松戸市	松戸市緑の条例	H12/03/29
習志野市	習志野市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S47/07/04
市原市	市原市緑の保全及び推進に関する条例	S48/03/31
八千代市	八千代市ふるさとの緑を守る条例	S50/04/01
君津市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	S52/04/01
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	H06/03/25
〃	袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例	S49/06/21
関宿町	関宿町緑の保全条例	H05/04/01

【その他の環境保全に関する条例制定状況】

市町村名	名 称	制 定 日
千葉市	千葉市環境影響評価条例	H10/09/02
市川市	市川市環境美化条例	S56/07/02
松戸市	川をきれいにする条例	H05/04/01
茂原市	茂原市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H12/06/29
成田市	成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例	S63/03/24
佐倉市	佐倉市雑草の除去に関する条例	S49/10/15
柏市	柏市ダイオキシン類発生抑制条例	H13/09/28
勝浦市	勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例	H14/09/26
市原市	市原市生活環境保全条例	H10/03/23
八千代市	八千代市不法投棄防止条例	H14/03/26
我孫子市	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例	H11/04/01
〃	我孫子市緑地等の保存及び緑化の推進に関する条例	S47/12/25
〃	我孫子市廃棄物に関する条例	S55/09/30
四街道市	四街道市ダイオキシン類から大気を守る条例	H09/12/22
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市公害防止施設整備等促進条例	S46/11/03
〃	袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	H05/03/26
白井市	白井市あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H01/03/11
多古町	多古町水道水源保全条例	H13/12/18
大網白里町	大網白里町雑草等の除去に関する条例	S54/01/19
夷隅町	夷隅町空き地に係る雑草等の除去に関する条例	H09/12/16
御宿町	花と緑の街づくり推進会議設置要綱	H02/03/30
大原町	大原町あき地に係る雑草等の除去に関する条例	H10/03/10
鋸南町	鋸南町あき地に係る環境衛生の保全に関する条例	H02/03/06

【環境基本計画策定状況】

市町村名	名 称	策 定 日
千葉市	千葉市環境基本計画	H07/03
市川市	市川市環境基本計画	H12/02/21
船橋市	船橋市環境基本計画	H09/03
松戸市	松戸市環境計画	H10/03/31
野田市	野田市環境基本計画	H11/03
成田市	成田市環境基本計画	H12/03/16
佐倉市	佐倉市環境基本計画	H10/03/31
東金市	東金市環境基本計画	H13/03/30
八日市場市	八日市場市環境基本計画	H11/03/16
旭市	旭市環境基本計画	H12/03/24
習志野市	習志野市快適ふるさとプラン	H5/11
柏市	柏市環境基本計画	H09/03/31
市原市	市原市環境基本計画	H09/03
八千代市	八千代市環境保全計画	H12/03

市町村名	名 称	策 定 日
我孫子市	我孫子市環境基本計画	H13/03
四街道市	四街道市環境基本計画	H10/03
白井市	白井市環境基本計画	H14/03
富里市	富里市環境基本計画	H14/04/01
沼南町	沼南町環境基本計画	H13/03
小見川町	おみがわ環境プラン	H06/07
御宿町	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	H10/03/27

【緑の基本計画策定状況】

市町村名	名 称	策 定 日
千葉市	千葉市緑と水辺の基本計画	H09/12
船橋市	船橋市緑の基本計画	H09/10
松戸市	松戸市緑の基本計画	H11/02
佐原市	佐原市緑の基本計画	H09/08
成田市	成田市緑の基本計画	H09/07
柏市	柏市緑の基本計画	H08/03
我孫子市	我孫子市緑の基本計画	H11/07
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市緑の基本計画	H07/03
印西市	印西市緑の基本計画	H11/11
白井市	白井市緑の基本計画	H10/02
山武町	山武町緑の基本計画	H10/03
白子町	白子町緑の基本計画	H12/03

ウ 地球環境保全のための事業

市町村名	名 称	内 容
千葉市	自動車公害防止対策の推進	自動車公害防止計画に基づき、低公害な車の普及や円滑な交通流を図るための道路整備などの各種施策を実施している。
	千葉市地球環境保全協定	非製造業の事業者と「地球環境保全協定」を締結。協定は、地球環境保全対策、低公害車の導入、省エネ、リサイクル等15条からなる。
	地球温暖化防止キャンペーン	家庭における地球温暖化防止対策を促進させるため、「我が家のエコライフノート」(千葉市版環境家計簿)を配布するとともに、これを実践し、その結果を市に報告する「ちば・エコファミリー」を募集する。
	ちばしエコライフカレンダー	地球温暖化の防止に向けて、市民の具体的な取組み事例を盛り込んだ環境カレンダーを配布する。
市川市	環境保全協定	地球環境問題への取組を中心とした実効性のある協定として、企業自らが積極的に諸施策の実施に努める。平成14年8月1日現在：締結事業所96
	環境家計簿	地球温暖化のメカニズム、日常生活が環境へ与える影響を理解してもらい自分達ができる行動、生活の工夫など環境配慮意識の向上を図る取り組みを推進する。(平成13年度141世帯483人の取り組み結果報告書作成)
	率先行動計画の取組	1事業者・消費者として、事務事業に起因する環境負荷を低減するための省エネ・省資源・グリーン購入等の取組を全庁・全職員を対象に実施。ISO14001適用施設では、環境マネジメントシステムの一環として、その他の施設においてもそれに準じた進行管理、達成度評価を行う。
	住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業	地球温暖化の原因となっている石油、石炭等の化石燃料に代わるクリーンなエネルギーである太陽光発電の普及促進を図るため、システムの設置に要する費用の一部を補助している。 補助額：KW当り5万円 13年度実績 14基 2,220千円
船橋市	ふなばしエコオフィスプラン21	市が環境保全に向けた行動を積極的に実行することにより環境への負荷を低減するとともに市民事業者を環境保全に配慮した自主的な取組へ誘導することを目的に平成10年11月策定。
	フロンガス回収・処理	廃冷蔵庫・廃クーラー、廃自動車から特定フロンガスを回収し、業者に処理を委託している。
館山市	アイドリング・ストップ推進事業	市職員が率先して実行するとともに、広報等により市民に呼びかけ、省エネ、地球温暖化防止を図る。
	不法投棄防止事業	広報等により、市民に呼びかけを行うとともに、不法投棄監視員による監視活動及び行政のパトロールにより、不法投棄の防止と早期発見を図る。
木更津市	木更津市地球温暖化対策実行計画	平成13年3月23日「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定により、本市が行う事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減の方策について検討した結果を実行計画として策定した。
松戸市	松戸市役所エコオフィス行動プラン	目標を定めて(電力等)庁内の省エネに努める。平成11年3月策定
野田市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
	野田市環境カレンダー	二酸化炭素排出量を減らす行動を実践することにより地球温暖化を防止、家計を節約。
成田市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスをリサイクルプラザにおいて回収している。

市町村名	名 称	内 容
佐 倉 市	地球温暖化問題パンフレットの配布	市民に、地球温暖化問題に関する知識をもってもらうため市役所、出張所、公民館等の窓口でパンフレットを配布。
旭 市	旭市地球温暖化対策推進実行計画	※フロン・省エネ対策・温暖化等 平成14年3月25日策定、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき旭市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を行うことにより地球温暖化対策の推進を図る。
市 原 市	アイドリングストップ推進事業	市民にパンフレットやシール等を作成・配布し、省エネ・温暖化防止を図る。
流 山 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
八 千 代 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
八 千 代 市	八千代市率先実行計画	市の関連施設から発生する温室効果ガスを削減し、地球温暖化防止に資するための計画(平成13年4月策定)
我 孫 子 市	我孫子市第一次環境保全のための我孫子市率先行動計画	市が行う事務事業に関し、環境への負荷を低減し、地球温暖化を防止するための実行計画を策定した。平成13年3月策定
我 孫 子 市	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	平成14年度から実施。 補助額 太陽電池モジュール1kw当たり50,000円、4kwを上限とする。
君 津 市	君津市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、本市が行う事務及び事業を対象として、温室効果ガスの排出量の推進に取り組む。 平成14年3月策定、計画期間：平成14年～18年度
富 津 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
浦 安 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
浦 安 市	浦安市地球温暖化対策実行計画	平成13年10月25日策定「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定により、本市の事務及び事業に関し、温室効果ガス排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図る。
四 街 道 市	四街道市地球温暖化対策実行計画の策定	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、本市が行う事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制についての実行計画を策定。(H14/03)
袖 ヶ 浦 市	地球温暖化対策実行計画	地球温暖化防止のため、市の全事務事業を対象として、温室効果ガスの排出量の削減の推進に積極的に取り組む。平成13年3月策定、計画期間：平成13～17年度
八 街 市	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
白 井 市	環境家計簿	日常生活から排出される二酸化炭素を削減するため、市民へ環境家計簿を普及する。
関 宿 町	フロンガス回収・処理事業	廃冷蔵庫・廃クーラー等から特定フロンガスを回収し、業者等に処理を委託している。
沼 南 町	沼南町地球温暖化対策実行計画	平成14年3月策定
光 町	不法投棄防止対策事業	ポイ捨て禁止看板を設置し不法投棄防止PRを展開している。月1回町内全域をパトロールして、不法投棄防止と早期発見を行っている。町雇用の環境美化作業員・協力員によりごみの回収や不法投棄防止のPRを図る。
天 津 小 湊 町	地域新エネルギービジョン事業	平成12年2月にビジョンを策定し、新エネルギーの導入と省エネルギーの推進を図る。平成13年4月より電気自動車1台を公用車として運用開始。

エ 保存樹木・保全緑地等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	樹林等保全事業	46年度より、市街化区域及びその周辺に存する一定の基準を満たした樹木樹林を良好な都市環境の保全と都市の美観風致の維持を目的として、所有者の協力を得て「保存樹木」あるいは「保存樹林」として指定。 奨励金 樹木 3,000円/本 樹木 656本 樹林 10円/㎡ 樹林 304.6ha 奨励金予算額(年額) 33,140千円
千 葉 市	市民の森保全事業	48年度より、市民に自然の恵沢を十分享受できる憩いの場を提供するため、保存樹木の存する土地その他の自然環境地を市民の森として設置。 奨励金 市街化区域内 20円/㎡ 市街化調整区域 10円/㎡ 奨励金予算額(年額) 4,940千円 15箇所・36.6ha
市 川 市	市川市協定樹木管理等補助金交付要綱	「市川市保存樹木の協定に関する要綱」に基づいて、「市川市協定樹木管理等補助金交付要綱」を策定し、巨木等の保存等に要する費用の一部を補助する。(剪定等については1回上限3万円、伐採等は上限20万)。
船 橋 市	船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例及び同施行規則	支給基準 樹林 30円/㎡、樹木 5,000円/本、生垣 100円/㎡ ※市街化調整区域内は半額 ※樹林については、固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和48年9月29日制定
松 戸 市	松戸市緑を守る条例に伴う緑地の保全事業	市民の生活に必要と認められる自然環境を保全するため、規則で定める基準により ・「保全樹林地区」・「保護樹林」・「特別保全樹林地区」を指定し、それを維持、管理するための助成を行う。 ・保全樹林地区 619,803㎡ 20円/㎡・年 ・保護樹林 136本 2,000円/本・年 ・特別保全樹林地区 26,013㎡ 30円/㎡・年 総支給額 13,434,289円(平成13年度)
野 田 市	野田市緑地保存に関する実施要綱	「市民の森」は、1,000㎡以上の市街化区域又は隣接区域内の山林。借地料は固定資産税相当額、管理費は市が管理しない場合は90円/㎡を支給する。また、「名木・古木」は幹周、樹高に応じ2,000円～5,000円/年を支給する。

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	成田市市民の森の設置及び管理に関する条例	「市民の森整備事業」は、豊かな自然と緑を21世紀に残していくとともに、市民の憩いの場、レクリエーションの場、あるいはコミュニティ形成の整備を進めていくことを目的とする。平成3年3月20日制定。管理費2,000,000円
佐 倉 市	佐倉市名木、古木、樹林、草地等の保存選定要綱	市内に所在する名木、古木、樹林、草地等で、樹齢100年以上の保存価値の高い物等で、選定基準に該当する物を選定し、管理費の補助金を交付している。(昭和50年7月1日制定) 名木、古木3,000円/本・年、樹林・草地3円/㎡2・年 支給総額451,730円
東 金 市	東金市緑地の保全及び緑化の推進事業	市民が良好な生活環境の中で健康で安全かつ快適な生活を営むための自然を保護するとともに、緑化を推進し緑豊かな文化都市づくりをすることを目的とする。 補助率17円/㎡ 指定面積 375,873㎡ 助成金 6,389,841円
習 志 野 市	保護地区等助成金	自然保護地区、都市環境保全地区及び保存樹木の指定を受けている所有者に対し助成金を交付。 自然保護地区10,217㎡ 都市環境保全地区38,550㎡ 保存樹木17本 支給総額823,007円(平成13年度実績)
	習志野市名木百選事業	「身近なみどり」とふれあいながら学ぶ」をコンセプトとして、身近で親しまれている樹木を平成13年度に市民から公募し、知識経験者及び市民からなる「名木選定委員会」で平成14年度に選定する。認定後は名木マップの配布や観察会を実施する。また、樹木の健康診断を行い、保護に努めていく。
柏 市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	補助金の内容：保護地区7円/㎡・年 保護樹木2,500円/本・年 指定基準：保護地区—700㎡以上の山林 97.4ha 保護樹木—高さ12m以上、幹回り1m以上 227本 補助金総額：保護地区6,818,060円 保護樹林567,500円
市 原 市	保全地区等指定奨励金	対象の指定実績及び助成金の単価は、樹林保全地区654,748㎡で㎡当たり6円、野生動植物保護地区が17,586㎡で㎡当たり、0.5円、保護樹木は市街化区域内1本当たり5,000円で175本、その他区域1本当たり3,000円で275本。支給総額は5,628千円、保全地区、野生動植物保護地区は固定資産税を減免している。
流 山 市	保存樹木(樹林)補助	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、一定の要件(高さ、幹周など)を満たす樹木または樹林に対して保存樹木等の指定を行って補助をする制度。(補助額 樹木3,500円/本、樹林15円/㎡、対象緑地面積500㎡以上)
八 千 代 市	環境保全林等の指定	市街化区域内の樹林、寺社の樹林で500㎡以上を有するもの。18か所53,581㎡指定(平成14年3月末現在)。 緑化推進事業助成金㎡当たり30円。支給総額1,607,430円(平成13年度)
我 孫 子 市	保存緑地・保存樹木の指定	我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく指定制度。助成金 保存緑地20円/㎡ 総面積270,450.65㎡、 保存樹木1,500円/本 総本数241本
	手賀沼沿い斜面林保全指定	我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づく指定制度。助成金+固都税額 保存樹林 市街化・調整区域30円/㎡ 4,835㎡ 保存特別樹林 市街化区域60円/㎡ 調整区域40円/㎡ 合計32,643㎡ 保存屋敷林 調整区域30円/㎡ 手賀沼沿い保全樹木5,000円/本 20本
鎌 ヶ 谷 市	保全林助成金 保存樹木助成金	指定数：19箇所 対象面積：60,753㎡ 助成金：面積×30円(年額) 1,822,590円 指定数：17本 助成金：1本1,500円(年額) 25,500円 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、美観風致の維持等を目的としたものである。指定された保全林、保存樹木については、枯損の防止等の維持管理費として助成を行っている。
	ふれいあいの森報償費	指定数：9箇所 対象面積：36,500㎡ 報償金：面積×30円+税金分(都市計画税+固定資産税) 鎌ヶ谷市みどりの条例に基づき、市民に森林レクリエーション及び保健休養の場を提供することを目的としている。
君 津 市	君津市自然保護及び緑化の推進に関する条例	自然環境を保護する観点から自然保護地区の指定(100㎡以上)や自然環境の確保および美観風致を維持するため保存樹木の指定を行っている。 保護地区の指定 3円/㎡ 保存樹木の指定 1,000円/本
浦 安 市	浦安市いけがき設置奨励事業補助金交付要綱	いけがき設置への助成 8,000円/㎡以内160,000円を限度。ブロック塀等の撤去への助成10,000円/㎡以内100,000円を限度。
	浦安市保存樹林に関する規則	保存樹木の指定 10,000円/本・年
四 街 道 市	四街道市樹木・樹林等保存要綱	要綱に基づき保存樹木及び樹林を選定し、その保存と管理に要する経費の一部を助成金として交付している。助成額：樹木3,000円/本・年、樹林(1,000㎡以上) 3円/㎡・年、樹林(1,000㎡未満)一律3,000円 選定箇所：53ヶ所(うち樹林は7ヶ所) 助成金支給総額：167,850円(平成13年度)
	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/㎡。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/㎡ともに、30,000円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市生垣設置奨励補助金交付要綱	住宅用地に生垣を設置する者に対し、その経費の一部を補助金として交付している。 補助金額2,000円/㎡ 平成13年度実績 補助件数23件 補助金支給総額906千円
	袖ヶ浦市保存樹木等助成金交付要綱	条例に基づき、指定した保存樹木等の保全をするために要する経費の一部を助成金として交付している。 助成額：樹木1,500円/本・年、樹林5円/㎡・年 面積等：樹木162本、樹林11.6ha、総支給総額830千円
白 井 市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保全するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し助成金を交付する。 特別保全緑地 総面積 14,758㎡ 助成金額 2,200円 交付基準 固定資産税及び都市計画税に相当する額 一般保全緑地 総面積 3,118㎡ 助成金額 218,260円 交付基準 70円/1㎡(年額)
	白井市生垣設置奨励補助金	要項に基づき、住宅用地に生垣を設置するものに対し、その経費の一部として予算の範囲内において補助金を交付している。補助額5,000円/㎡ 限度額50,000円

市町村名	名 称	内 容
関 宿 町	関宿町緑の保全条例	平成5年4月1日施行
御 宿 町	御宿町生垣設置奨励補助金交付要綱	平成2年3月30日制定 設置費用の1/2以内とし、限度額を30,000円とする。

オ 自然環境保全のための協定制度

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	工場等緑化協定	敷地面積1,000㎡以上を有する工場等の事業者と協議のうえ、緑化協定を締結。 三社協定 153社 1,296ha 二社協定 818社 306ha
	緑地協定	緑地協定の認可申請について協議し、緑地協定を認可している。 14条協定(全員協定) 75地区 370ha 20条協定(一人協定) 95地区 238ha
船 橋 市	保存樹木等保全協定及び緑地保全の創出協定	敷地面積 500㎡以上の開発行為及びその他事業をしようとする者は市と緑化の協定を結び、緑化及び保全に努める。
佐 原 市	環境保全協定	工業団地からの排水による被害を未然に防止し、もって地域住民の健康の保持と周囲環境の保全を図るため協定を締結。
佐 倉 市	環境保全協定	開発区域内の生態系保全策として、照明施設や景観地の構造等に環境配慮をを求める協定を締結。
習 志 野 市	緑化協定	「習志野市自然保護及び緑化の推進にかかわる条例」により敷地面積の20%以上の緑地の確保を義務づけており、事業者に対し協定の締結を指導し、緑化に協力を求めている。
柏 市	みどりの広場要綱	緑の保護地区のうち、比較的市街地に近く良好な樹林をみどりの広場として保全 所有者と土地使用貸借契約を締結(5年以上) 実績:13か所 101,313㎡
市 原 市	ゴルフ場に関する環境保全協定	協定中に自然環境の保全に関する条項を設け、ゴルフ場に対し自然環境に関する調査を義務づけ、ゴルフ場内の貴重種、希少動植物の保護対策を図っている。
流 山 市	文学の散歩道整備事業における斜面樹林の保全	「水と緑と文化の創生事業」として、江戸川、利根運河を中心とした水辺空間、新川耕地沿いの実測約5kmにわたる斜面樹林の保全を図りながら整備計画したもの 面積約6ha
八 千 代 市	緑化協定	敷地面積500㎡以上の工場や建築物、または、500㎡以上の開発行為をしようとする事業者は市と緑化協定を結びそれぞれ緑化に努める。反対給付なし。協定面積13,675.34㎡(平成13年度実績)
君 津 市	緑化協定	公害や災害の防止、その他、生活環境を維持するために土地所有者等と緑化に関する協定を締結。
浦 安 市	緑化協定	土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結。 三者協定 35事業所 二者協定 81事業所(平成14年9月末現在)
袖 ヶ 浦 市	緑地保存協定	500㎡以上の土地を造成する者や工場等設置者と緑地確保基準による緑地の保全に関する協定を締結している。(平成14年3月現在) 三者協定:65事業所146.9ha 二者協定:99事業所22.3ha
長 南 町	自然環境保全協定	自然環境の改変を最小限度にとどめるなどの適切な措置を講じ自然環境を保全する。
	緑化協定	土地の緑化を推進することにより、公害防止等その他生活環境の保全の維持向上を図る。
御 宿 町	自然環境保全協定	ゴルフ場1件 937.045㎡

カ 自然環境保全のための基金

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	緑と水辺の基金	基金額 5,053百万円(平成13年度末現在) 基金充当事業 64百万円 磯の松原・想い出の森維持管理、緑化意識普及、市の木・花・鳥の普及啓発
市 川 市	(財)市川市緑の基金	昭和61年10月21日設立 基本財産額 1,461,496,000円(平成13年度末) 市民参加の緑化の推進、緑地の取得、緑化の啓発活動を図り、自然環境づくりに資することを目的とする。
船 橋 市	(財)船橋市緑の基金	広く市民その他の積極的な参加と協力により、緑の保全と緑化の推進を図り、もって健康で快適なうらおいのある都市環境づくりに寄与することを目的とする。
木 更 津 市	木更津市小櫃川河口干潟保全基金	干潟の保全及び活用していくための基金。現在では一部を取り崩し、干潟の保全等に対する住民意識の啓蒙普及に努めている団体への補助金交付を行っているほか、干潟環境現況調査、干潟清掃を委託により実施している。
松 戸 市	(財)まつど街と水辺の緑化基金	市民等の自発的、積極的な参加を得て、都市緑化を図る。 平成2年3月設立 目標額 10億円 造成済額 469,801千円
野 田 市	野田しみどりのふるさと基金	平成元年3月設置条例により設立。緑化施策のためのさまざまな事業に活用。
佐 倉 市	(財)佐倉緑の銀行	市民等の自発的、積極的な参加と協力を得て、自然保護及び緑化推進を図る。昭和59年3月設立
東 金 市	みどりのふるさと基金	公園施設の維持管理、公園整備区域内の緑地の保全、その他良好な自然環境を形成すると認められる一帯の緑地の保全。目標額5億円、基金の造成実績184,119千円
習 志 野 市	習志野市緑のふるさと基金	平成5年4月1日制定 緑豊かな街づくりの推進を図るための緑化普及啓発事業 基金積立金(平成13年度)759,192円 13年度実績(募金・寄付金759,192円、緑のふるさと事業3,659,983円)
柏 市	(財)柏しみどりの基金	(1)目標額20億円(2)基本財産5億円(3)公有化に実績面積なし 平成7年4月3日設立

市町村名	名 称	内 容
我 孫 子 市	我孫子市緑の基金	設立60年4月、我孫子市緑の基金条例に基づく積立金 13年度末現在 276,000千円
鎌 ヶ 谷 市	鎌ヶ谷市みどりの基金	鎌ヶ谷市みどりの基金条例に基づく積立。平成13年度末現在2億8,214円
酒 々 井 町	(財)印旛沼環境基金	昭和59年に千葉県と印旛沼流域15市町村により設立。印旛沼及び流域河川に関する調査・研究、水質浄化、環境保全の啓発活動を行っている。
神 崎 町	自然と人とふれあいの緑基金	緑化と自然保護を推進し、自然と人のふれあいを通して、潤いのある人間味あふれる豊かなまちづくりを推進する。緑化啓発、各種植栽、花いっぱい運動、オニバス育成保護、プランター設置 他
長 南 町	長南町みどりの基金	緑化と自然保護を推進し、健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活環境を創造する。

キ 野生動植物の保護・育成等

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	市の鳥コアジサシの保護	市の鳥コアジサシの保護のため、市の未利用地を活用した暫定繁殖地を整備。営巣に適した砂礫地の造成：約5,000m ²
	谷津田いきもの里整備	ふるさとの原風景であり、多様な動植物が生息・生育している谷津田の自然を保全するとともに、市民が自然とふれあい、学ぶ場を提供するため、「谷津田いきもの里整備構想」を策定し、事業化を進める。
市 川 市	イノカシラフラスコモ保護保全事業	一時は絶滅とされ、市川市のジュンサイ池に育成していることが判明し、レッドデータブックに「絶滅危惧Ⅰ類(CR+E.N)絶滅の危機に瀕している種」として指定されたイノカシラフラスコモの保護保全事業を、国・県・市・市民団体の協働により行っている。平成12年5月29日設置「イノカシラフラスコモ保護保全検討委員会」
	藻場・アシ原再生実験	三番瀬にかつてあった藻場・アシ原の復元可能性を探る実験を市民団体・研究教育機関・市の協働で行う。大学研究機関に委託
館 山 市	動植物調査	自然環境と動植物の生息状況を把握し自然保護思想の普及、自然保護のための資料とする。
佐 原 市	デジタル環境マップ作成事業	市内に生息する動植物について、既存文献・資料の整理や市民情報を収集することにより、その現状を把握し、また、これをデジタルでマップ化しホームページ等で広く市民に公開する。
佐 倉 市	佐倉ビオトープ 創出事業	佐倉城址公園内に佐倉の原風景的な環境を復元・整備。
	ちばりサーチパーク保全ゾーン維持管理事業	平成12年度より、佐倉市に移管された保全ゾーン内のホテル水路等の維持管理を実施。
	カタクリ植生地の保護	カタクリ植生地の保護及び管理(面積3,680m ²)
習 志 野 市	実初自然保護地区ビオトープ構築事業	ヘイケボタルの自生地である「実初自然保護地区」を保全し、隣接する実初本郷公園と一体となったビオトープの拠点を構築する。 平成13年度から、農家、保護団体、地域住民及び学識経験者からなる「保全検討委員会」で、維持管理を含む保全計画案づくりを進めている。
	谷津干潟自然観察センターの運営管理	谷津干潟及びそこに飛来する野鳥をとおして、自然の大切さに気づいてもらうため、来館者への解説や各種の行事を行っている。また広く市民ボランティアを受け入れ、協働で干潟の保全も行っている。
	湿地交流事業	国境を越えて渡るシギ、チドリ類の保護と湿地の保全に向けた情報交換や啓発事業を協力して行うとともに、湿地保全に関わる人々の交流を支援することを目的にオーストラリアのプリズベン 市と湿地提携を平成10年2月25日に結んだ。 「湿地提携に関する第1次5ヶ年計画」をプリズベン市と調印(平成11年3月4日)
八 千 代 市	ほたるの里づくり	ほたるが生息できる環境の充実を図るため、「ほたるの里づくり実行委員会」が発足し、市民・企業・行政が共同で維持管理を行う。
富 津 市	天然記念物「愛宕山のサル生息地」被害防止管理事業	富津市と君津市が委託している事業。天然記念物であるニホンザルを指定区域内より外に出ないようにし、サルによる被害を防止することと、地域住民の生活と文化財である野生生物と調和のとれた共存を実現することを目的とし、また環境変化や生態調査も行っている。
四 街 道 市	ホテル自生地の保護(自然観察地整備事業)	自然観察地整備事業の一環として、ホテル自生地の自然観察、保護を目的とした休耕田の利用。
沼 南 町	ギンヤンマ/カワセミ保全整備事業	手賀の丘公園に隣接する池にカワセミが飛来し、給餌の場となっているため、自然生態観察として公園と一体的にカワセミの隠れ場所等の整備をする。
光 町	コアジサシ・ハマヒルガオ・アカウミガメの繁殖地保護	繁殖地の車両等の進入を禁止
横 芝 町	湿性植物の保護	ふれあい坂田池公園内に湿性植物園(A-663m ²)を設け坂田池周辺、栗山川中流部に生育していた湿性植物を集めて育てている。
長 南 町	ほたる保護育成事業	美しく放つ光で、昔から初夏の風物詩として親しまれているホテル(ゲンジ、ヘイケ)は1年中枯れることのない水辺に生息します。そのホテルが住める環境は私たちにとってもかけがえのない大切な自然環境であることから、「ホテル調査隊」を募集し、生息状況を調査し、広報で住民に周知した。
大 多 喜 町	残したい日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定	日本の音風景100選に大多喜町麻綿原のヒメハルゼミが認定された。今後はこれを契機として近隣地域の音環境保全対策の一層の推進を図る。
御 宿 町	ミヤコタナゴ保護増殖事業	生息環境の整備及び監視
大 原 町	源氏ほたるの保護・育成	ゲンジボタルの保護に関する条例により保護するとともに、養殖施設により飼育し増殖を図っている。また、地域住民の協力のもと、河川の浄化を図り、現在では多くの源氏ほたるは自然発生している。さらに、「源氏ほたるの観賞のタベ」等の実施により、環境保全の啓発に努めている。

ク 河川（湖沼）浄化事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生活排水対策事業	水環境保全計画推進のため、都川水系等に流入する汚濁の著しい排水路等に浄化施設を整備し、河川浄化の推進を図る。浄化方法:好気性微生物による接触酸化法
市 川 市	みずアドバイザー制度	公募した市民15名で構成。市民自ら生活排水対策の啓発活動を行っている。
	合併処理浄化槽の設置補助	下水道の普及していない地域を対象に住宅に50人槽以下の合併処理浄化槽を設置した者に補助金を交付している。
	生活排水汚濁水路浄化施設整備事業	春木川の水質浄化対策として施設整備を行っている。現在、春木川に流入する水路に浄化施設を3基(処理量15,000m ³ /日)を設置している。
船 橋 市	合併処理浄化槽設置補助金交付事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川浄化施設の維持管理	高根川に設置した河川浄化施設の維持管理を行う。
館 山 市	錦鯉の放流事業	河川浄化への市民の関心を高めるため、市内河川に約2,400尾を放流。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	都市排水路浄化施設整備事業等	汐入川下流排水路接触ばっ気方式
木 更 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 戸 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。13年度実績 143基
	生活排水対策指導員制度	市民自ら生活排水対策の啓発活動を行っている。(市民より18名)
佐 原 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
茂 原 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 田 市	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。対象人槽5～50人槽
佐 倉 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。印旛沼の富栄養化対策に資する窒素等除去可能な高度処理合併浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置換えをする場合及び放流先のない場合の処理装置を設置する場合にそれぞれ上乗せ補助を実施。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を設置している者に対して維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理を推進し、公共用水域の水質浄化を図る。
東 金 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
八 日 市 場 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。対象人槽5～50人槽
	水質浄化対策事業	大利根用水西館線未流部に流れ込む都市下水路を処理水質基準値をBOD20mg/1と定め、水路の水質浄化を図る。また、窒素除去についても試験的に実施している。
旭 市	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
柏 市	若柴排水路浄化施設事業	手賀沼浄化対策の一環として、大堀川流域の若柴地先の都市排水路に浄化施設を設置。
勝 浦 市	生活排水対策	河川水質浄化の啓発として、三角コーナー及び排水口用の水切ネット各30枚を全世帯に配布。
	合併処理浄化槽設置事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	浜勝浦川河川消臭浄化対策	浜勝浦川(準用河川)。市街地中央を流れる。生活雑排水による悪臭除去のため消臭に効果のあるバイオ(特許微生物DB9011)により消臭を実施している。
市 原 市	合併処理浄化槽設置事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
流 山 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	名都借都市下水路水質浄化事業	坂川流入する名都借都市下水路の水質改善を図るために設置した水質浄化施設の維持管理を行っている(接触酸化法による浄化方法)
八 千 代 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、設置促進を図る。
	生活排水対策	広報紙、見学会等による啓発を行う。
我 孫 子 市	アオコ回収浄化システム	手賀沼に夏場発生するアオコを車搭載型システムにより回収する。
	移設式沈殿槽	手賀沼に流入する排水路のうち2排水路の流末に設置し、ごみや浮遊物、汚泥を回収する。
鴨 川 市	錦鯉の放流	「快適な環境づくり事業運動」の一環として、河川環境の浄化を図りながら環境に対する住民意識の高揚と地域の活性化に資するため、2,000尾程度の稚魚を小学生が放流。
	河川、排水路水質調査	市内8河川に9ヶ所(年5回)、2ヶ所(年1回)、排水路3ヶ所(年5回)にて水質調査を実施。
	家庭用小型合併処理浄化槽設置補助事業	生活排水を原因とする河川等の汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の補助制度を設け、水質浄化を図る。
鎌 ヶ 谷 市	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川等の汚濁を防止を目的とした合併処理浄化槽の設置促進のための補助制度。
	家庭雑排水共同処理施設事業	大津川に流入する家庭雑排水の浄化のための処理施設の設置(浄化方法:回転版方式)

市町村名	名 称	内 容
君 津 市	小櫃川流域生活排水対策推進事業	市内の河川(小櫃川・小糸川)及び亀山湖の水質検査を毎月実施。小櫃川流域の生活排水対策重点地域指定(平成7年3月31日)により、公共水域の水質汚濁防止を図るため、流域住民の啓発として、三角コーナー水切りバックを配布。
富 津 市	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
浦 安 市	川をきれいにする実行委員会補助金の助成	生活排水等により汚染された堀江川を市民自ら川をきれいにするための活動に際し、補助金を交付する。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽設置事業に要する経費に対し、事業を行う者等に対して補助金を交付する。
	水質調査	13中河川及び5湖沼の水質調査を実施。
八 街 市	河川水質調査	昭和58年度から年4回調査を実施(鹿島川流域で7地点、高崎川流域で2地点)
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
印 西 市	合併処理浄化槽施設事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
白 井 町	河川等の水質調査及び流入水路の水質調査	町内の主要河川及び手賀沼において、年4回公定法による水質調査を行っている。また、町内河川に流入する水路の水質状況を把握するため、H9より水路の管理水質調査を実施している。
	廃食油せっけんづくり	生活排水対策の一環として、せっけん製造プラントを購入し、ふるさとまつりなどのイベントを中心に実際にせっけんを製造し、啓発を図る。
	廃食油回収作業	生活排水対策の一環として、平成5年度より町の出先機関において回収。湖沼・河川の水質浄化と資源の有効利用を図る。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	合併処理浄化槽を「設置している者」に対して、維持管理費補助金を交付することにより、適正な維持管理と設置促進を図る。
富 里 市	河川水質調査	市内の河川(根木名川・高崎川・木戸川・江川)の8箇所を年3回水質検査
	小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため小型合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し設置促進を図る。
	合併浄化槽修繕工事補助事業	生活排水に汚染された公共用水域の水質汚濁を防止するため地域団体が行う合併処理浄化槽の修繕工事に補助金を交付する。
	家庭雑排水共同処理施設	高崎川と根木名川の水質浄化を行うため市内5箇所の家庭雑排水共同処理施設を設けている。
関 宿 町	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、合併処理浄化槽設置促進を図るため、事業を行う者に対して補助金を交付する。
	みずアドバイザー制度	公募した町民20名により地域での生活排水に対する啓発活動を行う。
	生活排水処理施設	木間ヶ瀬新宿地区からの生活排水を浄化し、水質汚濁防止を図る。
	農業用水水質調査	農業用水路の水質を町内5箇所、年2回調査し生活排水による汚染を観測する。
沼 南 町	小型合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽を設置する者に補助金を交付し、その整備促進を図る。(平成13年度34基)
	都市排水路浄化施設	大津川支流3か所に割栗石及び木炭を利用し、浄化に努めている。
酒々井町	町内河川水質調査	印旛沼に流入する河川(高崎川、中川、江川)と印旛沼中央排水路の水質調査を年4回実施。
	合併処理浄化槽設置整備補助事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道未整備地域で合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付し、公共用水域の水質浄化を図る。
印 旛 村	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	村内の印旛沼流入河川7地点の水質検査を年4回実施。
	放流先のない場合の処理装置整備事業補助金交付要綱	合併処理浄化槽を設置しようとする者が、道路側溝等がなく放流先がない場合の処理装置を設置する者に対し、補助金を交付する。 補助金額 100,000円 平成13年10月1日施行
本 埜 村	本埜村合併処理浄化槽設置整備事業補助金	家庭用小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。また、既設の単独処理浄化槽からの設置換えをする者に対して、180千円を上乗せして交付する。 5人槽 404,000円 } +180,000円(単独から) 6・7人槽 511,000円 } 8・10人槽 669,000円 }
栄 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	水質浄化モデル事業	麻生地区「はず池」にEM活性液を週1回500ℓ散布し、水質の浄化を図る
下 総 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水の水質浄化を図る。平成14年度から単独浄化槽への転換補助あり。
神 崎 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	簡易接触酸化施設	一般家庭から排出される生活排水を微生物の活躍で水を浄化し、利根川へ放流。
大 栄 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
小 見 川 町	都市排水路浄化施設の設置	町が一体となって黒部川浄化運動を進める中で、流入する都市排水路4ヶ所に浄化施設を設置している。代表的なものは、パイオモジュールシステムで、計画処理貯水量 500m ³ /日、BOD除去率60%以下である。
山 田 町	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活環境の保全及び公共用水域の水質の保全を図る。

市町村名	名 称	内 容
栗 源 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
多 古 町	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
東 庄 町	生活排水対策推進事業	平成6年3月、千葉県が黒部川流域の当町を「生活排水対策重点地域」に指定。これを受けて町では生活排水対策推進計画を策定し、生活排水対策を進めていくこととなった。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
海 上 町	合併処理浄化槽設置整備事業	平成元年度から実施。雑排水は全て農業用水を経て新川へ流れる。水質の汚染を防止する為に合併処理浄化槽の設置を促進している。
光 町	合併処理浄化槽設置促進事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
大 網 白 里 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	廃食用油リサイクル事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、平成14年5月から廃食用油を回収し、せっけんにリサイクルをしている。
九 十 九 里 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
成 東 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を年4回実施。
山 武 町	河川水質調査	作田川、境川、木戸川の水質調査を実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水施設整備助成事業	水質汚濁防止及び生活環境の向上を図るため、排水施設の整備を行う地区に対し、当該整備工事に要する経費について、助成金を交付する。 1/2以内 1,500千円限度。
蓮 沼 村	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
松 尾 町	河川水質調査	町内の排水路8ヶ所の水質検査を年2回実施している。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
横 芝 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	二級河川栗山川の水質検査を年5回実施。
芝 山 町	河川水質検査	町内の河川(高谷川、木戸川)の水質検査を年3回1河川につき4ヶ所、計8ヶ所実施している。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
白 子 町	コミュニティプラント施設整備事業	し尿及び雑排水等浄化処理整備事業
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
長 柄 町	家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活雑排水による公共用水域の水質汚濁及び環境保全を図るため、補助制度を設け水質浄化を図る。(平成元年9月1日)
長 南 町	川をきれいにする運動	水と緑に囲まれた美しい景観と豊かな自然及び伝統ある郷土を守り、美しいふるさとづくりに努める。
大 多 喜 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	排水路等浄化施設	町営住宅団地排水路に町の特産である竹炭を利用した河川浄化施設を設置し河川の水質汚濁防止を図っている。
夷 隅 町	河川水質調査	町内河川の水質調査(年4回)、工場排水水質調査(年2回)
	合併処理浄化槽設置整備補助事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
御 宿 町	生活排水処理	堺川生活排水処理施設(接触ばっ気方式)、浜地区生活排水処理施設(接触ばっ気方式)
	清水川等浄化対策推進会議設置要綱	生活雑排水等により汚染されつつある清水川の水質を浄化し、水をとりまく環境を改善することにより、きれいでうるおいのある生活環境を創造する。H3. 3. 20制定
大 原 町	家庭雑排水共同処理施設	準用河川ピチャ川に設置し、昭和61年度から浄化を図っている。
岬 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 浦 町	生活排水汚濁化河川浄化施設	豊年川生活排水浄化対策(1,000㎡)
	生活排水汚濁水路浄化施設	生活排水路浄化対策(450㎡) 岡本川付近
	合併処理浄化槽設置整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
富 山 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため、補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	廃食油せっけん作り	生活廃水等における水質汚濁防止の一環として婦人団体を中心としてせっけん作りを通じて啓発を図る。
鋸 南 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	錦鯉の放流事業	錦鯉を放流することにより住民の河川環境に対する意識を高め河川の浄化に資する。

市町村名	名 称	内 容
三 芳 村	ふるさとの川クリーン事業	毎年11月に村内の平久里川、山名川、増間川、海老敷川の清掃を行っている。住民の協力を得て、河床・河川敷のゴミ収集等を実施。
白 浜 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
	河川水質調査	町内の河川・排水路の水質検査を年2回実施。
千 倉 町	合併処理浄化槽施設整備事業	H14. 4. 1～転換事業に対する補助
丸 山 町	河川水質調査	丸山川・温石川の水質調査
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
和 田 町	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。
天 津 小 湊 町	水質調査	二ツ間川・神明川・大岡沢川・開万川（他海域6ヶ所）の水質調査を年4回実施。
	合併処理浄化槽施設整備事業	河川等の公共用水域における水質汚濁防止を目的とし、合併処理浄化槽の設置促進を図るため補助制度を設け、公共用水域の水質浄化を図る。

ケ 水辺環境保全・親水等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	河川浄化実践活動推進	平成12年度より、河川環境改善のモデル事業として坂月川に浄化推進員を設置し、効果を上げてきたことから、当該制度を他の2河川に拡大する。 坂月川（平成12年度～） 都川・花見川（平成14年度～）
船 橋 市	船橋三番瀬クリーンアップ	船橋海浜公園地先の砂浜及び干潟の清掃と自然観察をとうして三番瀬に対する理解と関心を深め、もって、三番瀬の保全を図る。参加人数1000名。
	湧水・保全整備事業	エコシティモデル事業として平成9年度に湧水保全計画調査を行い、これを受け親水整備を兼ねた湧水保全整備を開始している。計画づくりから維持管理にいたるまで地域住民との協働で進めており、平成13年度までに4箇所を整備している。
木 更 津 市	河川清掃・矢那川清掃	市民参加により小櫃川（武田川）・鳥田川・小浜川・畑沢川・矢那川の河床、河岸等の清掃・雑草刈り取りを行う。
松 戸 市	ふるさと川づくり事業	河川用地の有効利用を図り、水と緑の調和のとれた緑道（並木）を整備し、「矢切の渡し」等の観光資源や坂川親水広場等の水辺拠点等を有機的に結ぶ散策路としてネットワーク化を推進する。 場所：松戸市矢切地先
	河川清掃	クリーンデーに合わせて市内河川の一斉清掃を実施。
柏 市	名土ヶ谷湧水ピオトープ整備工事	水辺環境の保全と、生物多様性の保全を目的として、名土ヶ谷湧水を利用したピオトープを整備した。平成14年3月完成
八 千 代 市	水辺の自然環境調査	平成12年1月から平成14年3月までの2年3ヶ月計画で、市内の湧水及び動植物調査を行う。
我 孫 子 市	古利根沼水辺清掃	市民参加による古利根沼周辺の清掃
	手賀沼ふれあい清掃	市民参加による、手賀沼及び手賀沼公園の水面と沼周辺の清掃作業。
鴨 川 市	地下水水質調査	市内10ヶ所の井戸にて水質調査を実施（年1回）
酒 々 井 町	印旛沼周辺の一斉清掃	印旛沼中央排水路周辺の一斉清掃を、印旛沼をきれいにすると酒々井小学校児童の参加により実施している。
小 見 川 町	四季の花壇の設置	黒部川河畔の堤防を利用して、住民参加型の花壇を設置し親水の一助としている。
多 古 町	多古ホテル祭	ホテル祭を通じて、河川の水質浄化及び河川愛護の啓発を図る。（栗山川）
東 庄 町	観光施設整備事業	河川の整備や河川環境を生かした憩える場やレクリエーション施設の整備
光 町	栗山川周辺環境ボランティア	栗山川の自然環境を守るため、町、ボランティアによる清掃及び不法投棄の防止を図る。
	環境美化協力員活動	栗山川周辺を中心に町雇用の一般の方々による草花植栽、手入れ及びごみの回収を行う。
長 南 町	水辺のふれあい放流事業	水辺のふれあい放流事業実施要領に基づき実施。（長南町地引：親水公園）
三 芳 村	ふるさと水と土ふれあい事業	ため池の機能の保全とともに、自然と親しめるよう、散策道や観察池等の整備を行った。

コ 地下水（湧水）保全・名水保全整備等の事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策事業	平成11年2月、環境基準項目になったことを契機に、市内の汚染実態を調査した結果、広範囲で汚染が確認されたことから、緊急対策として、浄水器設置補助及び上水道布設補助等を行い、安全な飲料水の確保を図る。
	地下水浄化事業推進基金事業	汚染地下水の浄化対策として、平成11年4月、地下水浄化事業推進基金を設立し、当面長沼地区を対象に浄化施設の計画的な整備を図る。
館 山 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による地下水汚染の有無を確認するため、調査を実施。
木 更 津 市	地下水汚染調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
松 戸 市	湧水保全事業	市内の貴重な湧水を整備・保全することにより、良質な河川水源を確保するとともに、身近な自然に触れ合える場を提供し、自然や湧水を市民自ら大切にすることを育てる場として活用を図る。 保全箇所 11箇所

市町村名	名 称	内 容
成 田 市	地下水水質調査	地下水汚染対策として地下水の水質調査を実施。
佐 倉 市	地下水汚染対策	有機塩素系化合物による地下水汚染対策として各種調査、対策を実施。
東 金 市	地下水水質調査	有機塩素系化合物による汚染の有無を確認する(市内25ヶ所)
八 日 市 場 市	地下水の水質調査	市内5ヶ所の地点を抽出し、その付近の井戸水を検査することにより、地下水の水質状況を把握する。
柏 市	湧水地の維持管理	湧水地の草刈・清掃及び老朽化した木道の一部修繕を行った。
流 山 市	湧水保全ふれあい事業	H13年度1箇所整備 都市化の進展に伴い、消滅の危機にある湧水を保全し、その周辺を整備。
八 千 代 市	地下水汚染対策	地下水汚染の著しい地域の浄化対策を推進するとともに、地下水汚染の実態把握をするため市民公募井戸水の水質調査を実施した。
浦 安 市	地下水(井戸)の汚染調査	井戸の水質検査をすることにより地下水汚染の状況把握及び防災上の水源として、飲用に適するかを調査。
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生活排水処理施設設置事業補助金交付要綱	生活排水の放流先のない地域において、快適な住環境の整備及び地下水の汚濁の防止を図るため、生活排水処理施設設置事業に要する経費について事業を行う者に対して補助金を交付する。
八 街 市	地下水汚染状況調査	平成元年度から隔年ごとに有機塩素系化合物を使用している事業所周辺、産業廃棄物最終処分場の周辺、その他の埋立てをした場所を中心に市内100ヶ所程度の調査。
白 井 町	湧水の調査 地下水汚染対策事業	市内の湧水の現況を調査し、その内5か所を水質調査する。結果は、今後の湧水整備事業の資料とする。 ・有機塩素系化合物による地下水汚染を防止するために必要な調査、除去作業を行っている。 ・安全な飲料水を確保するため「硝酸性窒素・亜硝酸性窒素」が水質基準を超えた場合浄水器設置費用を補助する。
関 宿 町	地下水水質調査	地下水汚染の恐れのある地域に対し調査を行い、汚染濃度の推移を観測するとともに解明調査を行う。
下 総 町	地下水・河川水水質概況調査	地下水汚染状況把握のための井戸水の水質調査及び河川汚濁状況の把握のための河川水の水質調査を実施。
神 崎 町	地下水水質調査 地下水水質検査	町内工業団地内の観測井からトリクロロエチレンの汚染濃度、範囲を追跡調査する。 町内の飲用井戸50ヶ所を選定し、水質検査を実施。
大 栄 町	地下水水質検査	町内の飲用井戸50ヶ所を無作為に選び省略項目による検査を実施。町内の飲用井戸15ヶ所を任意に選び旧全項目による検査を実施。
東 床 町	地下水汚染防止対策事業	町内10ヶ所の井戸を選定し、水質検査を実施。
大 網 白 里 町	水質調査業務	町内の河川や池及び地下水の水質調査を実施。
成 東 町	地下水水質調査	町内の25箇所井戸を選定し、水質検査を実施している。
山 武 町	地下水水質調査	町内120ヶ所の飲用井戸の水質を調査することにより、地下水の汚染の有無を確認する。
松 尾 町	地下水汚染防止対策事業	町内工業団地から300m以内の各家庭及び工業団地のトリクロロエチレン等の汚染範囲を確認する。
芝 山 町	地下水水質検査	町内の飲用井戸177ヶ所を町独自で選定し、水質検査を実施。
白 子 町	地下水水質検査	地下水汚染に関する調査
長 南 町	熊野の清水の清掃	熊野の清水(名水百選)周辺の清掃活動。
大 多 喜 町	地下水汚染防止対策事業	有機塩素系化合物(4項目)による地下水への水質汚濁の状況を確認するため調査を実施。

サ リサイクル・分別収集

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	リサイクルバンク運営事業	ごみ処理の現状やリサイクル関連施策の情報提供と合わせて、粗大ごみ再生品の展示・提供事業、プラスチック類の回収資源化事業(モデル)を実施する。
	リサイクルフェスタの開催	リサイクルフリーマーケットを中心に、キャンペーン・アトラクション等を実施し、市民参加型の意識啓発イベントを開催する。
	家庭ごみの5分別収集	平成4年10月から家庭ごみの5分別収集を開始。現在、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、資源物(ビン・缶・ペットボトル)をごみステーションで収集している。また、粗大ごみを戸別収集(電話申込み・有料)している。
銚 子 市	一般廃棄物の分別収集	8分別収集…可燃物、不燃物、ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール。
	粗大ごみ収集	申し込み制により戸口収集(1点につき840円) チラシ参照
市 川 市	分別収集	平成14年10月1日から、家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、有害ごみ、ビン、カン、プラスチック製容器包装類、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、布類、大型ごみの12分別を実施。 収集回数は、燃やすごみは週3回、その他は週1回それぞれのステーションで収集(回収)し、大型ごみは有料で電話申し込みによる戸別収集をしている。 ・収集体制:委託により分別収集 ・指定ごみ袋:有(自由価格)。燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用、びん、かん用は専用指定袋または、透明、半透明、乳白色のポリ袋も使用可。 収集料金:大型ごみ品目毎 500～2,500円
	リサイクルプラザ運営事業	「ものを大切に」心の醸成を目的として、家庭から排出される不要で利用可能な家具等を無料回収して社会福祉協議会へ無償譲渡し、リサイクルプラザ内で展示販売を行い、収益は社会福祉事業に役立てている。また、研修室・活動室・フリーマーケットスペース等を有し、リサイクル情報発信基地として、講座の開催・情報提供等を実施している。
	生ごみ堆肥化事業	生ごみをごみとしてではなく、資源として再利用するために、公共施設を対象に生ごみ処理機を設置し、堆肥化し販売。(販売は、(財)市川市清掃公社の事業。)
船 橋 市	有価物回収	週1回、新聞、雑誌、ダンボール、古着の回収を実施。
	資源ごみ回収	週1回、カンビン、金属類の回収を実施。
	ペットボトル収集	市内に124か所にて拠点回収を実施。

市町村名	名 称	内 容
館 山 市	ごみの分別収集	ごみを可燃、金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール）、飲料用紙パックの9つに分別している。
	ごみの再資源化	金属類ごみのうち、鉄・アルミを選別し再資源化。ガラス類ごみは、色ごとに選別し、再資源化。
木 更 津 市	4種分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみに分類している。収集は可燃については委託、その他については直営で回収を行っている。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対して助成金を交付している。
松 戸 市	8分別収集	平成13年4月1日より①燃やせるゴミ②リサイクルするプラスチック③その他のプラスチックなどのごみ④陶磁器・ガラスなどのごみ⑤粗大ごみ⑥有害ごみ⑦資源ごみ⑧ペットボトル。
	容器包装プラスチックリサイクル事業	平成13年4月1日より容器包装リサイクル法の指定法人ルートを利用した。容器包装プラスチックのリサイクル。
野 田 市	リサイクル展示場の設置	粗大ごみの中からまだ使用できるものを展示し、市民に提供する。
	資源再生利用助成金交付事業	手段資源回収に対し、回収量に各単価を乗じた額を支給する。
佐 原 市	分別収集	燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、埋立ごみの4分別を直営及び一部民間委託で収集。
	フリーマーケット	「ふるさとフェスタ」「環境シンポジウム2002」に合わせ開催。
	リサイクル情報コーナー	家庭において不用になった物で、十分リサイクルできる物について再利用を図るための情報を広く市民に提供し、リサイクル意識の高揚とごみ減量化を図る
成 田 市	6分別収集	分別の種類：燃やせるごみ、ビニール・プラスチック類、ビン、カン・ガラス、金物陶磁器類、有害ごみ、粗大ゴミ
	リサイクル事業	区・自治会、子ども会、老人クラブ等130余団体により資源物の回収を実施。
佐 倉 市	分別収集	6分別（可燃、不燃、ビン・カン、その他紙、その他プラスチック）収集。
	資源回収報償金	登録団体が行う資源回収に対して報償金を交付する。
	ペットボトル回収	店頭回収（30ヶ所）及び市内小中学校（33校）でペットボトル回収を実施した。
	グリーンリサイクル	公園、緑地、街路樹の剪定枝と刈草をチップ化しリサイクルした。（委託事業）
東 金 市	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみに分けて収集。不燃ごみはビン類と金属類、資源ごみはカンとペットボトルに分かれる。
八 日 市 場 市	資源ごみ集団回収促進事業	P T A、子供会、老人クラブ等市民団体による集団回収に対し、補助金を交付する。
	分別収集	3分別（可燃、不燃、資源）で収集。さらに資源ごみは種類ごとに8区分に分かれる。
旭 市	分別収集	可燃ごみ：週2回、不燃ごみ：月2回、資源ごみ：月2回
習 志 野 市	ごみ収集処分事業	5分別（可燃、不燃、有害、資源物、粗大）で収集。このうち可燃及び資源物のうち紙資源、古着を除いて、習志野市リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包等の中間処理を行い資源化している。
柏 市	資源回収事業	資源品（古紙・古布・金属類・ビン・ペットボトル）の収集及び選別加工を委託
	プラスチック分別資源化事業	プラスチックごみ 回収は直営、圧縮保管は委託
	剪定枝資源化事業	清掃場への直搬剪定枝のチップ化 委託
	布団資源化事業	粗大ごみ 委託
	プラザ運営事業	柏市リサイクルプラザにおいて、ごみの減量・リサイクルに関する各種講座や教室などの啓発事業を委託により実施。
勝 浦 市	分別収集	・平成12年4月1日より実施。 燃やせるごみ、空き缶、ガラス類、金物類、ペットボトル、衣類、古紙類、ビン類、粗大金物に分類。
市 原 市	分別収集	家庭ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの5分別で回収。
	資源回収推進事業	資源回収を実施した団体及び協力業者に対し助成金を交付している。
流 山 市	分別収集事業	平成10年10月1日から実施（ビン類、カン類、雑誌、新聞、牛乳パック、ダンボール、衣類）
	集団回収	昭和63年4月1日から実施（ビン類、金属類、雑誌、新聞、牛乳パック、ダンボール、衣類）
八 千 代 市	分別収集	5分別収集
	食品トレイ回収	平成12年7月より公共施設等で拠点回収実施。
我 孫 子 市	資源化事業	資源として16種類に分別。平成13年度から新たに容器包装プラスチック類の分別回収を実施。
鴨 川 市	リサイクル粉セッケンプラント貸出	廃食油から粉セッケンをつくるプラントの貸出。
	資源ごみ集団回収推進事業	資源ごみ回収団体に対し、補助金を交付（3円/kg）。
	不用品フリーマーケット	・各家庭の不用品を持ち寄り、有効利用を図る。
	分別収集	10分別収集（燃やせるごみ・金物類・ガラスセトモノ類・有害ごみ・空カン・空ビン・ペットボトル・古紙・布類・粗大ごみ）
鎌 ヶ 谷 市	ごみの5分別	昭和61年7月 家庭で出されるごみについて、燃やすごみ、プラスチック系のごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみの5種類に分別する。
	リサイクルフェア	毎年1回、市民にリサイクルを啓発させるイベント。フリーマーケット、生ごみ処理機の展示などを行う。
君 津 市	リサイクルプラザ事業	平成9年4月から君津市リサイクルプラザを設置。
	資源ごみ分別収集協力金	家庭から排出される資源ごみの分別収集活動に対し、自治会に回収量に応じ協力金を交付している。
	資源ごみ分別収集事業	14品目に分けて実施 ビン類：生きびん、茶びん、透明びん、その他びん 缶類：アルミ缶、スチール缶 紙類：新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック 繊維類：繊維、ペットボトル、容器包装プラスチック
富 津 市	資源ごみ回収活動推進助成金	資源ごみの回収を実施したP T A、婦人会、子供会、老人クラブ等に対して、助成金を交付。
	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみの4分別収集を実施。
浦 安 市	ペットボトル分別収集	一般家庭より排出されるペットボトルを一般収集（週1回）で専用ネットで収集しリサイクルを実施。
	ピーナスプラザ運営事業（リサイクルプラザ）	平成11年8月から、粗大ごみとして出された家具や自転車を修理し抽選販売している。また、リサイクル情報の発信基地として、ピーナスショップ・工房等を有し、リサイクル教室の開催、リサイクル情報の提供等を実施している。

市町村名	名 称	内 容
浦 安 市	分別収集	5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源ごみは紙類、ビン、缶、ペットボトル
	フリーマーケット	ビーナスマーケットとして年2回開催。
	牛乳パック回収	市役所、各公民館、スーパー等で回収箱を設置。
	集団資源回収事業	自治会、子供会、PTA等で団体が紙類や布類などの資源回収を行った場合、その回収量に応じて補助金を交付。(10円/kg)
	廃食油及び古着・古布回収	市役所、各公民館で月1回収
四 街 道 市	分別収集	9分別(可燃ごみ、プラスチック・ビニール類、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物(びん類)、資源物(缶類)、資源物(古紙)、資源物(繊維))
	ペットボトル拠点回収事業	市内のスーパー11ヶ所及び公共施設6ヶ所において拠点回収を実施している。
	再資源化物集団回収補助事業	子供会などの集団回収実施団体及び実施団体が回収した資源物を適正なりサイクルルートにのせる資源組合に対して、回収量に応じて補助金を交付。
袖 ヶ 浦 市	袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱	市民のごみ処理に対する認識を高めるとともに、ごみの資源化及び減量化を促進するため、資源の回収活動を実施した団体に対して助成金を交付し、もって清掃思想の啓蒙と生活環境の保全を図る。
	フリーマーケット	庁内の各種イベント開催時に実施。
	分別収集	燃せるごみ、資源ごみ(ビン・缶類、紙・布類)、粗大ごみ・金属類、燃せないごみ、乾電池・スプレー缶、紙パック、ペットボトル
八 街 市	分別収集	可燃、不燃、カン、ビン、ペットボトル、粗大ごみ、古紙
	資源回収実施奨励金交付要綱	資源回収実施団体(区、町内会、子供会等)に対し、奨励金を交付。回収品目:紙類、布類、空き缶、空きビン等
印 西 市	資源物回収	資源物収集(ビン、カン、ペットボトル、紙、布、プラスチック製容器包装)
	有価物集団回収奨励金	子供会、老人クラブ、PTA等の団体による集団回収に対し、奨励金を交付する。
	資源物収集報償金	家庭から排出される資源物の分別収集活動に対し、町内会、自治会等に収集量に応じて報償金を交付する。
白 井 市	広報紙等でのPR	年度初めにチラシを各家庭に配布及び広報紙で分別の徹底をPRする。
	資源回収運動奨励金	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し、補助金を交付している。
	分別回収	平成5年から資源回収を全目的に実施(缶、ビン、布、紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装)。
富 里 市	分別収集	4分別(可燃、不燃、ガラスびん、ペットボトル)収集。紙パック、電池、蛍光管、体温計の専用回収ボックスを市内18ヶ所に設置。
	リサイクル品の販売	廃棄自転車のうち再生利用可能な自転車を修理し安価で住民に提供する。
関 宿 町	廃棄物再資源化集団回収奨励金	資源ごみ回収団体への補助金の交付(カン、ビン、布、古紙等)。
	4分別収集	可燃ごみ(週2回)、不燃ごみ、資源物ごみ、粗大ごみ(各週1回)
沼 南 町	分別収集	燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみ(有料)、プラスチック系ごみの5分別収集を平成10年度より実施。
	RPF事業	プラスチック系ごみの固形燃料化を実施。
酒 々 井 町	資源回収事業	一般家庭から排出される資源ごみ(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、ビン類、金属類、古繊維類)の回収を実施した団体及び協力した酒々井リサイクル事業協同組合に対し、その回収量に応じ、助成金(5円/kg)を交付している。
	ペットボトル回収事業	町内の協力店(3店舗)で回収ボックスを用意させ、委託業者によりペットボトルを回収し、指定法人ルートでリサイクルを行っている。(平成12年4月から実施)
	「紙の日」	一般家庭から排出される古紙(新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック)を委託業者により収集し、古紙問屋に搬入させ、リサイクルを行っている。(平成13年7月から実施)
印 旛 村	分別収集	可燃、不燃、資源、有害、粗大ごみの分別収集を行っている。
	資源回収運動報奨金	登録団体が行う資源ごみの回収に対し、補助金を交付している(10円/kg)。
本 埜 村	本埜村資源回収団体奨励金	自治会、子供会、PTA等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付(団体7円/kg 回収業者3円/kg)。
	分別収集	5分別(可燃、不燃、粗大、有害、資源)資源ごみは、紙類、布類、ビン、カン。
栄 町	分別収集	(可燃・不燃、資源、有害、粗大ごみ)の5分別で収集。資源ごみとしてはビン、カン、ペットボトル、紙類、布類、紙パック、プラスチック、白色トレイ。
下 総 町	再資源化物回収協力補助金制度	登録団体が行う資源ごみの回収に対し助成をする。(新聞、雑誌、ダンボール、アルミカン、ビンを分別で収集)
神 崎 町	再資源化物回収協力奨励金	実施団体が計画を定め常時又は定期的に行う再資源化物回収活動に対し、1kg当り5円の奨励金を交付
	ゴミ減量化計画	H13/4月から牛乳パック、新聞紙、チラシ、雑誌、衣類、段ボールをリサイクルするための町民の自己搬入による分別収集を実施
大 栄 町	資源回収所設置	町民の自己搬入による、新聞、雑誌、ダンボール等の回収所を役場敷地内に設置。
小 見 川 町	再資源化物回収協力助成事業	登録団体が行う資源ごみの回収に対して、1kg 当たり3円を助成。
	分別収集	平成12年4月より、ステーション方式でペットボトルの分別収集(月1回)を実施。
山 田 町	フリーマーケット	毎年11月3日にリサイクル活動の一環として、出店者を募集し、フリーマーケットを開催。
栗 源 町	リサイクル活動協力奨励金	4PTAが行う集団回収(新聞・ダンボール・雑誌・ウエス・ビールビン)に対し奨励金を交付。
多 古 町	分別収集リサイクル	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみはさらに8区分に分類(プラスチック容器類、びん類、缶類、ガラス類、ペットボトル、金属類、衣類、紙類)。
千 湯 町	分別収集	種類:可燃ごみ、資源ごみ(缶、ビン、ペットボトル、紙パック)、不燃ごみ 資源ごみはリサイクル
東 庄 町	再資源化回収協力補助金事業	自治会、PTA、婦人会等が行う再資源化回収活動(古新聞・古雑誌、古布)に対し、補助金を交付する(3円/kg)。
	フリーマーケット	リサイクル啓発事業として年1回開催。

市町村名	名 称	内 容
海 上 町	分別収集	可燃・不燃・缶・ビン・ペットボトル、プラスチック製容器包装類、紙、布類を分別収集。
飯 岡 町	分別収集	可燃ごみ、不燃ごみ、カン、ビン、ペットボトル、プラスチック製容器、紙類、布類に分別。
光 町	分別収集事業	3分別(可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ)で収集。さらに資源ごみは種類、区分に分かれる。
野 栄 町	再生資源回収活動奨励金交付制度	自主的に資源回収を行う団体(区会・子ども会等)に奨励金を交付(古紙類、布類、缶:5円/kg以内)。
大 網 白 里 町	ごみの分別収集	可燃ごみ、ビン、ガラス、カン、ペットボトル、金物類、乾電池、蛍光灯類、粗大ごみに分別して収集
	リサイクル回収倉庫	町内3カ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞雑誌、ダンボール、古着の回収を行う。
	資源再生利用促進奨励金	子供会及びPTA等各種団体に奨励金を交付する(紙、布、ビンは1kg5円、アルミ缶1kg10円)。
九 十 九 里 町	資源回収運動奨励金	PTA、子供会等の団体による資源回収に対し奨励金を交付する(5円/kg)。
	空き缶処理機設置	限りある 資源の大切さと、リサイクルに対する習慣を養い、町内の美化の推進を図るため、空き缶処理機を設置し、利用者に商品券等と交換(1,000缶)。
	ごみの分別収集	可燃ごみ、カン、ビン、乾電池、ペットボトル、蛍光灯類、可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの7 分別
	リサイクル	町内2カ所にリサイクル倉庫を設置し、新聞、雑誌、ダンボールの回収を行う。
成 東 町	ゴミの分別	ゴミ袋の種類を可燃、資源(カン、ビン、ペットボトル)、不燃(ガラス類、金属類)の6種類とし、分別収集を行っている。 ゴミ袋の料金 { 可燃(大)40円、可燃(小)20円、カン30円、ビン30円 (1枚につき) { ペットボトル20円、ガラス類30円、金属類30円
	資源ごみ回収促進事業	資源回収団体に対し、奨励金(1kg/5円)を交付。
	リサイクル倉庫事業	各家庭から発生する、ダンボール、古新聞を無料で引き取りを行っている。
蓮 沼 村	資源再生利用促進奨励金交付事業	子供会及びPTA等各種団体が資源回収に対して奨励金を交付する。
松 尾 町	資源再生利用促進奨励金	資源回収実施団体(子供会、老人クラブ等)に対し回収量に各単価を乗じたものを交付する。
横 芝 町	資源再生利用促進奨励金	子供会、PTA等各種団体が資源(紙類・繊維類、アルミ類)回収に対して、奨励金(3円/kg)を交付する。
芝 山 町	空き缶処理機設置	平成12年7月より、限りある資源の大切さとリサイクルに対する環境意識や町内の美化の推進を図るため、空き缶処理機(2台)を設置し、奨励処置として利用者に図書券と交換。
睦 沢 町	容器包装リサイクル	ビン、カン、ペットボトル、古紙、衣類、ダンボールを分別収集。
長 生 村	資源ごみの定期回収	ビン、カン、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、紙類、箱類、衣類、紙パックの分別収集を月1回ステーション回収で実施。ビンは透明、茶色、その他の色の3分別で専用のコンテナボックスを、また、カンとペットボトルは専用のネット袋をステーションに配置。
	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙類等)については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。
長 南 町	資源ごみ収集	資源ごみとしてリサイクルできるもの(紙類等)については、焼却処分せずに資源ごみとして収集。
	リサイクルマーケット	住民一人ひとりのリサイクル意識の高揚を図り、ごみの減量化・再資源化を推進するためリサイクルマーケットを長南フェスティバルの中で開設。
大 多 喜 町	町内一斉清掃	美しいふるさとづくり運動の一環として、年1回住民等の参加による町内一斉清掃を実施。
	資源ごみの一斉回収	年4回リサイクル事業として、新聞、雑誌類の回収を実施。
夷 隅 町	空き缶回収	路上等に投棄された空き缶対策として、空き缶回収機を設置し、回収利用者に図書券を交付(補助券500枚に対し、500円の図書券1枚)。町内3小学校に空き缶回収機を設置しアルミ缶の資源回収を11年4月より開始。
	分別収集	可燃ごみ、鉄類、ガラス類の3分別収集。
	有価物回収報奨金	資源ごみを回収している団体に対し、奨励金(3円/kg)を交付。
	リサイクルの古紙一斉回収	町内一斉に古新聞、ダンボールの回収を行った。
御 宿 町	リサイクル事業	カン、ビン、ペットボトル、発砲トレイをそれぞれ3種類に分別し、毎週水曜日に回収。町内19カ所にリサイクルステーションを設置し、水曜日に回収。
大 原 町	ごみ収集	町及び委託業者により、可燃ごみ、不燃ごみ(2分別)、資源ごみ(7分別)の10分別収集。
	大原町資源再生利用促進事業	ごみ処理に対する認識を高め、ごみの減量化及び資源の再生利用を促進するため、廃棄物の収集を各種団体で実施した場合、その団体に対して奨励金を交付することにより、生活環境の保全を図る。
岬 町	エコ・コミュニティ	2002年6月15日より稼働開始。ごみの減量化・再資源化を図るため、各地域にエコ・スポットを設置。缶、ペットボトルを入ると、カードにポイントが印字、500ポイントで町内加盟店にて400円分の買い物ができるという仕組み。
富 浦 町	資源ごみ回収事業	登録団体が資源ごみ回収事業に対して補助(新聞紙、ビールビン、ジュースビン)。
富 山 町	集団資源ごみ回収運動	PTA・子供会による集団資源ごみの回収運動(新聞、布、びん)。
鋸 南 町	町内一斉清掃	年1回住民による町内一斉清掃を実施。
	分別収集	鋸南地区環境衛生組合にて分別収集実施。(可燃・紙布類・かん類。ビン類・ペットボトル・粗大ごみに分別)
三 芳 村	ごみの分別収集	可燃物、金属類、ガラス類、粗大ごみに4分別。
	資源ごみ回収事業奨励補助	登録団体が資源ごみ回収事業に対し、回収量1kg当たり3円を助成。
白 浜 町	全町一斉海岸清掃	年2回(夏、秋)住民により、各地区の海岸清掃を実施。可燃・不燃物と分別して回収。また、県リサイクルの日県民運動に伴い古紙の一斉回収をしている。
千 倉 町	空き缶回収機	缶一個につきチケット1枚発券。200枚で500円の図書券と交換(小中学校に設置)
	資源回収事業奨励補助金	登録団体が資源回収に対して補助(古紙:3円/kg)
丸 山 町	丸山町リサイクルの日	地区子供会の協力を得て古紙(新聞、雑誌、段ボール)の回収。
	分別収集	可燃、茶色びん、無色びん、その他色びん、ガラス類、アルミ缶、スチール缶、その他金物、粗大ごみ、プラスチックの10分別収集。
和 田 町	10分別収集	平成11年10月より、燃やせるごみ、金属類、ガラス・セトモノ類、有害ごみ、空き缶、空きビン、プラスチック類、古紙類、布類、粗大ごみの10分別。

市町村名	名 称	内 容
天 津 小 湊 町	資源ごみ集団回収推進事業	ごみの再資源化、減量化を促進し、町民のごみ処理に対する認識を高めるとともに生活環境の美化を推進するため、資源ごみの回収事業を実施。
	町内一斉清掃	年1回住民による、海岸線を中心とした一斉清掃を実施。

シ ごみ減量化対策

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	生ごみ減量処理機購入費補助事業	販売価格の1/2、上限3万円、一世帯1基まで補助
	生ごみ肥料化容器設置費補助事業	販売価格の2/3、上限3千円、一世帯2基まで補助
	千葉市マイバック協力店認定制度	平成12年8月から買い物袋持参運動を積極的に推進する店舗を協力店として認定し、認定証、認定ステッカー、のぼり旗を貸与。(H14.9現在 186店舗)
銚 子 市	資源ごみ集団回収	110団体が資源ごみを回収、その量に応じ、団体及び資源回収業者に奨励金を交付
	生ごみ処理機購入費補助	市内で生ごみ処理機を購入した市民に補助金を交付
市 川 市	市川市廃棄物減量等推進審議会	幅広い層から推薦された15名の委員によって構成され、循環型社会構築のための廃棄物行政についての提言・審議を行っている。
	ごみ減量化・資源化協力店制度	簡易包装・買物袋持参運動等のごみ減量に取り組む販売店を協力店として指定し、消費者と共にごみ減量運動を展開している。(協力店舗 286店舗)
	生ごみ減容・資源化推進事業	家庭から出る生ごみの資源化・減量化促進として、購入費の補助を行っている。(コンポスト容器は3,000円を限度に価格の2分の1で1世帯2基まで。電気式生ごみ処理機は、本体価格の3分の1で20,000円を限度に1世帯1台)
	買物袋持参運動	レジ袋発生抑制のため、市民2,000名にモニターとして参加してもらい、協力商店で買物袋持参運動を行う。(モデル的に実施)
	市川市廃棄物減量等推進員	ごみの減量やリサイクルに市と一緒に取り組むために、市内全域から公募により、呼称「じゅんかんパートナー」を選出し委嘱。市と市民とのパイプ役となり様々なごみ減量やリサイクルの普及活動・不法投棄などの監視、通報などを行う。(市内14地区140名)
船 橋 市	生ごみ処理機購入費助成	コンポスト・WM容器等:1世帯につき2基まで購入価格の1/2 上限3,000円で助成 生ごみ処理機:1世帯につき1機まで購入価格の1/2 上限20,000円で助成
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみについて指定袋制を実施。
	粗大ごみの有料化	平成14年10月から実施。350円～
館 山 市	指定ごみ袋制度	可燃ごみについて指定袋を導入。45ℓ(30円/袋) 20ℓ(20円/袋)
	飲料用紙パック回収	指定された日に飲料用紙パックを市が直営で回収する。
	古紙回収	指定された日に古新聞、ダンボール、雑誌を業者が回収する。
	生ごみ処理機等購入費補助金交付制度	生ごみ処理容器 { 購入価格の1/2で限度額 3,000円 1世帯2基まで 生ごみ処理機 { 購入価格の1/2で限度額20,000円 1世帯1基まで
木 更 津 市	指定ごみ袋制度	可燃、不燃、ビン、かん、ペットボトル用の指定ごみ袋制度を導入し、分別排出の徹底を促している。
	生ごみ肥料化容器購入設置助成金制度	コンポスト容器は、1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器まで助成。助成額は、1容器につき購入後の1/2の額で6,000円を限度。
松 戸 市	ごみ減量促進事業	庁内ごみの再資源化、ポスター・ちらし等の啓発資料の作成を実施。指定ごみ袋は無。家庭ごみの収集料金は無料。粗大ごみの有料化は平成9年4月1日から実施。
野 田 市	ごみ袋減量協力店制度	市内115店舗で簡易包装、トレイ回収をはじめ10項目を対象に協力願っている。
	指定ごみ袋制度	一般家庭には、一定枚数を無料で配布し、それを越えた場合及び集積所を使用する事業者は1枚170円で購入する。粗大ごみ1個につき520円
	家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度	平成10年10月1日からごみの減量とリサイクルの推進を図るため、堆肥化装置の購入に対して助成金を交付。コンポスト:購入価格の1/2、3千円限度 機械式生ごみ処理機:購入価格の1/3、3万円限度
	野田市堆肥センター	H12年4月より剪定枝、落ち葉、草を申込制により無料回収をはじめ、回収された剪定枝等は、堆肥センターで堆肥化され、できた堆肥は、市内の農家へ無料配布している。
佐 原 市	生ごみ処理容器購入設置補助金交付制度	生ごみ処理機の購入設置に対して補助金を交付。 コンポスト化容器等(購入金額1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで) 電動生ごみ処理機(購入金額1/2、限度額30,000円、1世帯1機まで)
	再資源化物回収協力奨励金交付制度	再資源化回収協力実施団体に対して、回収量に応じ奨励金を交付(5円/kg)。
茂 原 市	コンポスター設置助成事業・電動式生ごみ処理機購入費補助事業	家庭から出る生ごみの減量化を図るため、コンポスターEM容器を補助額を差し引いた価格で販売。電動式生ごみ処理機 購入価格の1/2を助成(上限30,000円)
成 田 市	指定ごみ袋	半透明の指定ごみ袋(4種類120円/10枚、他に電池等収集袋に外袋を使用)
	減量化施設	リサイクルプラザにおいて、びん・缶類、鉄くず等を分別、再資源化。他に自転車・家具等をリサイクルし、市民に還元している。
	家庭用ごみ減量器具設置補助金	機械式生ごみ処理機、生ごみ処理容器、コンポスト容器の購入に対して助成している。
	生ごみ堆肥化モデル事業	循環型社会形成のための生ごみ堆肥化施策に向けての諸課題の整理をモデル事業の中で実施する。
佐 倉 市	生ごみ堆肥化容器設置助成	コンポスト容器補助 3,000円又は 購入費×1/2 生ごみ処理機補助 上限30,000円又は 購入費×1/2 発酵菌容器補助 3,000円又は 購入費×1/2
	指定ごみ袋	ポリエチレン製の指定袋(もやせるごみ、うめたてごみ、カン、ビンその他紙・プラスチック) 価格は自由競争。
	買い物袋持参運動	買い物袋を持参して協力店で買い物をすると、40回で指定ごみ袋10枚と交換。
東 金 市	資源ごみ回収運動奨励金交付	資源ごみの回収を実施した団体に対し奨励金を交付する。
	生ごみ堆肥化装置設置事業	コンポスト等の生ごみを堆肥化する容器の購入者に対し補助金を交付する。限度額2万円

市町村名	名 称	内 容
東 金 市	指定ごみ袋の導入	平成6年4月より指定袋による家庭ごみの収集を開始、収集料金は無料。
八 日 市 場 市	ごみの有料化	可燃、不燃ごみ袋各1枚40円、資源ごみ袋、資源ごみシール各1枚20円
	粗大ごみの戸別収集	粗大ごみは原則として処分場に市民が直接搬入することになっているが、自己搬入の困難な家庭に対して戸別収集を実施している。基本料金2,000円+400円/100kg
	生ごみ堆肥化容器購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化と化学肥料による土壌負荷の削減を図るため、市内の家庭に対し、生ごみ堆肥化容器の購入時に補助金を交付している。
	生ごみ処理機購入に対する補助	家庭から排出される生ごみの減量化を図る。生ごみ処理機購入者に対し補助金を交付。但し、市内の販売店から購入したもので、購入価格の1/3、2万円を限度とする。
旭 市	指定ゴミ袋	可燃・不燃は1枚45円・カン・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類は1枚25円。 収集、処理は東総塵芥処理組合。 電動生ごみ処理機・コンポストの購入に対し助成している。
習 志 野 市	清掃活動の推進・啓発事業	習志野市をきれいにする会の開催、環境美化指導員の設置、生ごみ処理容器購入費補助事業(容器6,000円、機器20,000円を限度として購入費の1/2) フリーマーケットの開催。
	有価物回収運動奨励金事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、実施団体への奨励金交付(5円/kg)、及び回収業者への補助(6円/kg)
柏 市	生ごみ処理容器等購入費補助事業	生ごみ処理機等購入者に対し、購入価格の1/2、最高3万円を補助。 指定ゴミ袋制度:無(可燃ごみは紙袋、プラスチック・不燃ごみは黒以外のビニール袋) 収集料金:粗大ごみ 1点につき1,050円 ごみの直接搬入については180円/10kg(清掃工場)、160円/10kg(柏プラネット)となっている。
勝 浦 市	生ごみ処理容器補助事業	当市指定の要綱を作成し、条件にあった購入者に対し補助金を交付する。
	指定袋制導入	分別収集の本格的実施に伴い、指定袋制を導入 小売店平均販売単価 可燃ごみ専用袋…45ℓ10円/枚 30ℓ8円/枚 不燃・資源ごみ専用袋…45ℓ12円/枚 30ℓ8円/枚
市 原 市	生ごみ肥料化容器及び処理機購入費補助制度	生ごみ肥料化容器:購入価格(1基)の1/2で限度額3,000円、交付申請前3年以内に補助金の交付を受けた生ごみ肥料化容器を含めて1世帯あたり2基まで。 生ごみ処理機:購入価格(1基)の1/3で限度額20,000円、1世帯あたり1基まで。ただし交付申請前3年以内に補助金の交付を受けた生ごみ処理機がある場合は補助対象とならない。
	ごみ減量化リサイクル協力店	ごみ減量化、リサイクルの協力店をエコショップとして認定。
	多量排出事業者の減量指導	事業系一般廃棄物を多量に排出している事業者に対し、適正な処理を図るべく管理責任者の選任、減量計画書の提出を義務づけている。
流 山 市	ごみ減量化・資源化行動計画推進事業	市民・事業者・市の3者が一体となってごみ減量・資源化運動を展開している。第1期が昨年度終了し、引き続き第2期を新たな目標値を設定し、ごみ減量・資源化推進協議会及び廃棄物減量等推進員を中心に、具体的な施策の展開を図っている
	生ごみ処理器推進事業	市民が生ごみ処理機を購入する際に補助金を交付し、生ごみ処理機の設置促進を図る。62年10月から実施。
	ガレージセール	年2回開催し、ごみ減量、資源化を推進する。
八 千 代 市	減量等推進審議会及び推進員制度	審議会は学識経験者、事業者、市民ほかで構成。推進員は自治会推薦。
	生ごみ堆肥化容器購入費補助	購入費の6割補助で限度額はコンポスト式3,000円、電気式20,000円
	ごみ減量協力店制度	一定の要件を備えたごみ減量協力店を募り、協力店と認定することにより、市民と事業者との相互協力によるごみの減量化及び再資源化を促進する。
	指定ごみ袋制度	平成12年7月より実施 40L 32円、30L 24円、20L 16円
我 孫 子 市	生ごみ処理容器等購入補助金事業	生ごみの減量化を図るために、購入者に対して助成金を交付。
	ふれあい工房	ごみの減量化、リサイクル活動の拠点とし、高齢者によるリサイクル技術の指導等を実施。
鴨 川 市	生ごみ肥料化容器購入推進事業	生ごみ肥料化容器の購入に対し補助金を交付(購入価格の1/2上限あり)。
	指定ごみ袋制度	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみについて指定袋制度を導入。
	リサイクル運動啓発推進事業	ごみの減量化に努め、又は再生利用可能な廃棄物の回収を行っている店舗をリサイクル推進店として認定している。
鎌 ケ 谷 市	指定ごみ袋の設定	昭和61年7月 燃やすごみ、プラスチック系のごみについて指定袋を設定。
	粗大ごみの有料化	平成8年10月 粗大ごみ1点につき800円(税別)
	買い物袋持参推進運動	昭和63年 市内の特定スーパーでレジ袋の受取の代わりにスタンプを捺印し、一定数貯まるとごみ袋又は買い物袋と交換する。
	生ごみ処理容器等購入補助制度	昭和61年 生ごみ処理容器等の購入費に対し補助を行う。
君 津 市	家庭用生ごみ処理機購入費助成事業	平成12年7月1日から施行 助成金の額は購入額の2分の1の額とし、20,000円を限度とする。
富 津 市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ袋、資源ごみ袋、可燃ごみステッカーにてごみを回収(15円/枚)。
	生ごみ処理容器	生ごみ処理容器の購入設置に対し、助成金を交付(購入金額の1/2、限度額3,000円、1世帯2基まで)。
浦 安 市	生ごみ処理容器補助金	生ごみ処理機 30,000円まで 生ごみ処理容器3,500円までの購入額の1/2
	粗大ごみ有料化	粗大ごみ1点につき品目により400円～2,000円 平成13年10月1日から開始。
	再資源化施設事業	びん・缶・紙・ペットボトルを再資源化するプラント。平成11年4月から稼働。
四 街 道 市	生ごみ処理容器等購入設置助成金	家庭から排出される生ごみの減量を推進するため、電動式の生ごみ処理機に対して、購入金額の半額で上限25,000円までの補助金を交付する。
袖 ケ 浦 市	ごみの有料化・指定袋制導入(家庭ごみ)	平成13年7月より燃やせるごみ、燃やせないごみについて実施(20ℓ:11円、30ℓ:13円、40ℓ:16円)
	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会	減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会を置く。
	袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員	市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理並びに地域の清潔の保持の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

市町村名	名 称	内 容
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付要綱	生ごみ減量対策の一環として、生ごみ肥料化容器等を購入、設置した者に対し、費用の一部を助成。一般家庭から廃棄される生ごみの減量化の促進を図る。
八街市	指定ごみ袋制度	可燃ごみ(大)、カン・ビン:140円/10枚、不燃ごみ、ペットボトル:160円/10枚 可燃ごみ(小):120円/10枚
	八街市生ごみ処理容器等購入費補助金	購入金額の1/2補助(上限あり)、生ごみ処理容器上限(3,000)、生ごみ処理容器上限(25,000円)
印西市	生ごみ処理容器等購入費補助制度	生ごみ処理容器:購入金額の2/3、上限3,000円まで補助 生ごみ減量化機器:購入金額の1/2、上限30,000円まで補助
	指定ごみ袋制度	可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみの指定袋を導入
	不用品交換	不用品交換コーナーを設置
白井市	フリーマーケット	年1回役場駐車場を利用し実施(各家庭で不要になったもの)。
	広報紙等でPR	広報紙で分別徹底を図りごみの減量化を図る。
	生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付(容器式:購入価格の2/3限度額3,000円、一世帯につき5年間で2基まで 機械式:購入価格の1/2限度額30,000円 一世帯につき5年間で1基まで)
	指定ごみ袋制導入	可燃ごみ(大、中、小)、不燃ごみ(小)、資源ごみ(大)の3種(平成13年10月)
	事業系紙類の回収	事業所から排出される紙類を電話申込みによる回収を行い資源化を図る(平成13年4月)
富里市	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびん、ペットボトルの4種。
	資源回収団体奨励金	資源回収運動実施団体に対し、奨励金を交付する。
	生ごみ堆肥化容器等購入設置助成金	家庭から出される生ごみの堆肥化容器等購入設置者に対し、その費用の一部を助成する。
	エコショップ認定制度	市では「ごみを出さない」為の取組の一つとして、消費の段階からごみの発生を抑え、また、商品を消費したあと、不用となったものを「資源」として、リサイクルすることを目的に「ごみの減量・リサイクル協力店」通称エコショップ認定制度をスタートさせた。
関宿町	家庭用生ごみ処理機設置補助金	購入価格の1/3、上限30,000円(平成10年4月1日)
	町指定ごみ袋	可燃ごみ(20、30、45ℓ) 不燃ごみ(30ℓ) 資源物、ビン、カン(30ℓ)の3種類
	買物袋持参運動	マイバックを1世帯につき1つ無料配布する事で、運動の促進を図る。
	マイバックキャンペーン	買物時にレジ袋を受け取らなかった人にスタンプを押し、100個になったら粗品と交換する。
沼南町	指定ごみ袋制導入	燃やすごみ、プラスチック系ごみについて指定袋を導入。
酒々井町	指定ごみ袋	指定ごみ袋(可燃、不燃、ビン、カンの4種類(240円/10枚)で販売)があり、分別収集の徹底を促している。
	生ごみ減量器具購入設置費補助事業	一番家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器(購入額の1/2、上限3,000円、1世帯2基まで) 機械式生ごみ処理機(購入額の1/2、上限30,000円、1世帯1基まで)の購入者に対し、補助金を交付し、生ごみの減量化に取り組んでいる。
	粗大ごみ有料化	無料集積所で回収していた粗大ごみを、有料戸別収集(1品目500円、粗大ごみ袋250円)にするとともに、1度に出せる粗大ごみの量を3品目に制限し粗大ごみの減量化に取り組んでいる。(平成14年7月から実施)
印旛村	生ごみ処理容器等購入設置助成金	平成13年4月1日施行 生ごみ処理容器 購入価格1/2 上限3,000円 1世帯2基 生ごみ減量化機器購入価格1/2 上限30,000円 1世帯1基
本埜村	本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金	生ごみ堆肥化容器等の購入設置に対して助成金を交付。 生ごみたい肥容器(限度額3,000円)、生ごみ処理機(限度額30,000円) 平成13年3月29日
栄町	生ごみ処理容器等購入設置助成金	生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限 3,000円 1世帯 2基 生ごみ減量化機器 購入価格の1/2 上限 30,000円 1世帯 1基
	資源回収運動奨励金	自治会、子ども会等が行う集団回収に対し、その回収量に応じて奨励金を交付(団体9円/kg、回収業者5円/kg)。
下総町	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等を購入し設置した者に対し、その費用の一部を補助。(処理容器1個につき、5,000円を上限とし購入価格の2分の1。減量化機器1基につき、25,000円を上限とし購入価格の2分の1)
	指定ごみ袋	可燃(大・小)、ビン・カン、その他、ペットボトル(1枚35円)
神崎町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種指定 1袋35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器等購入した者に対し、その費用の一部を補助 コンポスト補助 1個につき3千円 1世帯2個まで 生ごみ処理機補助 購入価格の1/2で上限25千円 1世帯1基まで EM菌容器補助 1個につき千円 1世帯4個まで
大栄町	指定ごみ袋	可燃、不燃、ビン・カン、ペットボトルの4種 各1枚35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器 購入価格(税抜)1/2上限2,000円 1世帯2基まで 生ごみ処理機 購入価格(税抜)1/2上限25,000円 1世帯1基まで
小見川町	家庭用簡易式生ごみ堆肥化容器設置補助金	コンポストを設置した者に1基当たり3,000円を限度に2基まで補助。
栗源町	指定ごみ袋	指定ごみ袋:可燃、不燃、ビン・カン・ペットボトル 各1枚35円
	生ごみ処理容器等購入設置補助金	生ごみ処理容器(1個3,000円)、生ごみ減量化機器(1/2補助で、1基2,500円限度)の設置に補助金を交付。
多古町	生ごみ処理機設置事業	生ごみ処理機の購入価格の2分の1に相当する額で25,000円を限度として補助。
	指定ごみ袋の有料	可燃 40円 不燃 40円 資源 20円
千潟町	指定ごみ袋	指定袋あり(1枚45円)
	生ごみ自家処理堆肥化容器購入設置補助事業	家庭からの生ごみを自家処理することにより、ごみの減量化を図るとともに堆肥として有効利用する。1基につき2,000円

市町村名	名 称	内 容
東 庄 町	生ごみ減量化促進事業	家庭用生ごみ処理機及びコンポストを購入し、設置する者に対し、購入額の1/2(3万円を限度)として、補助金を交付
海 上 町	指定ごみ袋	可燃・不燃 各1枚45円 缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装類 各1枚25円
	生ごみ処理機等設置助成	生ごみ処理容器 2,000円限度 1世帯2基まで 生ごみ処理機 上限20,000円 購入価格1/3
飯 岡 町	指定ごみ袋	可燃、不燃ごみ袋各1枚45円、ステーション収集。
光 町	ごみの有料化事業	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ袋の指定(可燃・不燃1枚40円、資源袋・シール1枚20円)。
	粗大ごみ特別収集	処分場へ自己搬入が困難な家庭に対して戸別収集している(基本料金2,000円、重量料金400円(100kgごと)。ただし、家電リサイクル法対象品目は別途料金加算。
	生ごみ堆肥化容器設置事業	生ごみの減量化、再資源化を図るため生ごみ堆肥化容器の設置者に対し補助金を交付(1世帯2基まで、190ℓ型2,000円/基 230ℓ型2,300円/基)。
野 栄 町	ごみの有料化	ごみ袋等の指定(可燃・不燃袋、1枚40円/資源袋・シール1枚20円) 粗大ごみは持込有料100kgごと400円
	粗大ごみの特別収集	自己搬入が困難な家庭を対象に戸別収集を実施(基本料金2,000円、100kgごと400円)。
大 網 白 里 町	生ごみ堆肥化装置設置費補助金	生ごみ堆肥化装置を購入し設置した者に対し、補助金を交付(1基あたり上限20,000円 半額補助)
	指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ類について指定袋で回収を行う。
	粗大ごみの有料戸別収集	粗大ごみについては有料制による戸別収集
九 十 九 里 町	環境浄化推進事業	コンポスト1基に3,000円補助 家庭用生ごみ処理機の設置者に対し、購入額の1/2(1万円を限度)として補助金交付。
	指定ごみ袋	燃えるごみ専用袋(大・小)、空き缶専用袋、不燃物専用袋の指定 (燃えるごみ専用袋大1枚60円、小1枚40円 空き缶・不燃物専用袋1枚15円)
山 武 町	資源ごみ集団回収事業	ごみの減量化と再資源化を促進するため、資源ごみの回収活動を実施した団体等に対して助成金を交付する(5円/kg)。
	生ごみ処理器購入設置助成事業	家庭から排出される生ごみを自ら処理することによって生活環境の保全を図るため、生ごみ処理容器を購入して設置したのに対し、その費用の一部を助成する。(平成12年4月から)(1)電動式 1/3以内20,000円限度 (2)手動式1/2以内10,000円限度 (3)コンポスト1/2以内2,000円限度
松 尾 町	生ごみ処理容器設置事業	コンポスト容器購入費の1/2を助成している。
芝 山 町	ごみ処理手数料	一般家庭から出るごみの収集に手数料を徴収する。可燃ごみー1枚50円、不燃・資源・有害袋ー1枚20円、粗大ごみステッカーー一品につき1枚100円
	生ごみ堆肥化容器等設置事業	平成12年4月から、家庭用生ごみ堆肥化容器購入費の1/2(5,000円限度)、補助及び生ごみ堆肥化機器購入費の1/2(20,000円限度)として補助金交付。
睦 沢 町	指定ごみ袋	長生郡市広域市町村圏組合指定袋 1枚62円
	生ごみ肥料化容器購入助成金交付事業	生ごみ肥料化容器(コンポスト)、生ごみ処理機(電動式)購入者に助成。
長 生 村	生ごみ肥料化容器購入設置費補助	生ごみ肥料化容器の購入について、1家庭に2基まで補助金を交付する。 1基目3,000円、2基目2,000円の補助金額
	指定ごみ袋制	可燃ごみ袋10枚入り6,200円(購入金額の中に一部収集手数料を添加している) 不燃ごみ袋10枚入り170円(収集料金の添加はなし)
白 子 町	ごみ肥料化容器設置補助金	生ごみの減量化を図るため、購入者に対し助成金を交付。(コンポスター:1世帯2基まで 1基につき3,000円 機械式:購入額の1/2 限度額10,000円)
長 南 町	ごみ減量化対策施設設置整備補助事業	長南町ごみ減量化対策施設設置整備補助金交付要綱(H3.3.20) コンポスト微生物利用型容器、電気式生ごみ処理機も助成対象とし、ごみの減量化を推進する。
	ごみ減量化作戦事業	各家庭で最も多くを占める生ごみの減量・堆肥化を推進し、ごみ減量化対策をしている。
大 多 喜 町	指定ゴミ袋	収集可燃ゴミ 有料 袋 大50円 小30円 収集不燃ゴミ 無料
夷 隅 町	指定ごみ袋制度	可燃専用袋 10枚/500(グリーンの袋) 不燃用袋 10枚/500 ガラス類(イエローの袋) 鉄類(ピンクの袋)
御 宿 町	ごみ減量化対策事業	生ごみの肥料化、減量化に係る容器購入補助金交付事業 コンポスト:購入額の1/2以内、限度額3,000円とし一世代1個まで 生ごみ処理機:購入額の1/2以内、限度額30,000円
大 原 町	ごみ減量化対策	容器包装リサイクル法の完全施行に伴い、3分別から7分別収集を実施し、ごみの減量化対策に取り組んでいる。指定袋は大・小袋の2種類とし、大袋一枚20円、小袋一枚10円
岬 町	有料指定ごみ袋	可燃ごみ、不燃ごみ(金物類、ガラス類)共に、指定ごみ袋有。事業系ごみ袋は処理料金の上乗せ有。
富 山 町	生ごみ処理容器等購入費補助事業	コンポスト容器補助 2,850円
三 芳 村	ごみ収集の有料化	可燃ごみについて、世帯人頭割(500~1,000円/月)で料金徴収。
白 浜 町	生ごみ処理容器等購入補助事業	生ごみ堆肥化容器(コンポスター)1基につき3,000円限度 生ごみ処理機(電気)購入額の1/2に相当する額(1基につき20,000円を限度。) 生ごみ処理容器(バケツ)1基につき500円ただし1世代2基を限度
千 倉 町	生ごみ肥料化容器補助金	コンポスト、EM容器購入者に対して補助。 (コンポスト:3,000円/基 EM容器1,000円/基)
丸 山 町	コンポスト容器購入補助	家庭から出る生ごみ減量を目的に購入費補助を行っている。3,000円を限度に価格1/2を補助。
和 田 町	指定ごみ袋制	「燃やせるごみ用」「燃やせないごみ用」「資源ごみ用」の3種類の指定袋を使用。
	生ごみ処理容器等購入費補助金	生ごみ処理容器 購入価格の1/2 上限3,000円 生ごみ減量化機器 購入価格1/2 上限20,000円
天 津 小 湊 町	生ごみ処理容器購入費補助	家庭から排出される生ごみの自己処理を行うための生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対して補助を行う。 斡旋価格の1/2を限度 1世代につき2基まで

ス 環境学習関連事業

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	環境学習モデル校指定事業	学校における環境学習の取り組みを促進するため、モデル校を指定する(6校)。
	環境学習指導者養成講座	地球において環境学習活動や環境保全活動を率先して行えるリーダーを養成するための講座を開設する。一般コース(定員30名で5日間)を2コース
	エコ体験スクール	小学校4～6年生を対象に、1泊2日の参加体験型の環境学習を開催する。定員40人で2コース。
	ちばし環境フェスティバル	「環境月間」・「環境の日」の趣旨について広く市民に普及啓発を図るため、記念講演会や環境NGOなどによる活動展示発表を実施する。
	エコライフちば	一般市民を対象とした環境情報紙「エコライフちば」を年3回(各25,000部)発行する。
	環境学習副読本「エコエコ大作戦」	小学校4～6年生を対象とした環境学習の副読本「エコエコ大作戦」を作成し、市内の小中学校4年生全員に配布する。
銚 子 市	市民ふれあい講座「ごみの出し方・分け方・リサイクルについて」	市民・学校からの要望により、環境クリーン課から講師(職員)を派遣し出前講座を実施(参加人数70人)
市 川 市	いちかわ環境フェア	市民を対象に環境に対する意識の高揚と知識の普及を図るため開催。市民ボランティアが企画と運営に参加し、展示に参加する団体を公募している。平成14年度参加団体35団体、来場者数470人
	いちかわ子ども環境クラブ	小中学生の環境学習を支援するために運営している。グループごとに目標を決めて活動しているほか、全体活動として発足式・活動発表会・自然観察会・親子環境教室などを開催した。平成14年度会員、15グループ、433人
	環境活動リーダー養成講座等	環境学習を自主的に進める市民リーダーの養成を目的として開催している。平成13年度は連続8講座として開催し、延べ受講者160人、修了者18人
	環境施設見学会	市民に環境について関心の高いテーマを取り上げて開催している。平成14年度は環境に先進的に取り組んでいる工場見学を行った。参加者33人
	小中学校における環境学習の支援	小中学校における環境学習を支援するため、パンフレットやプログラムの作成、教材の貸出、講師の紹介などを行っている。平成13年度に支援した活動、26回1,300人
船 橋 市	船橋環境フェア	講演会、発表会、パネル展、実演コーナー、ビデオ上映 参加人数 3,300人
	環境にやさしい施設バス見学会	環境関連施設の見学 参加人数 37人
	ふなばし環境パネル展	「環境ボランティア団体の活動」パネル展示
	養老川でさわがにを採りませんか	養老川で生物調査・水質調査 参加人数 28人
	エコセミナー	地球温暖化防止活動の一環として、「地球温暖化防止と私たちの生活」と題して、講演会を開催した。参加人数1000名
	スターウォッチング	星を観察することにより大気汚染状況を把握し、啓発活動を行う。 参加人数:77人
館 山 市	家庭雑排水浄化対策	小学生と父兄を対象に家庭雑排水の浄化についての体験学習を行った。
	三角コーナー水切紙配布事業	小学校4年生に水切紙を配布し家庭雑排水の浄化を働きかける。
	環境美化ポスター募集	市内小学生より募集し、最優秀賞を翌年の環境美化カレンダーに掲載(応募点数:539点)
	市内一斉清掃	5月、10月に市民とともに散乱ごみの収集をし、ポイ捨禁止を呼びかける(15,000人参加)
木 更 津 市	リサイクルフェア	普段の生活の中で、できるだけゴミを減らし、資源のリサイクルを推進することを目的として平成13年10月28日(日)木更津市民総合福祉会館駐車場で開催。参加人数5,000人(リサイクル品展示抽選会、リサイクル促進ポスター・標語コンクール、フリーマーケット等)
松 戸 市	(財)まつど街と水辺の緑化基金野鳥観察会	野鳥は自然のパロメーターといわれているが、その野鳥を知ることで野鳥と自然のかかわりを深く認識してもらうことを目的として、市内、県内及び近隣県で講師3名により実施している。
	音環境学習会	小学4年～6年生と保護者を対象に、「残したい」日本の音風景100選に認定された矢切の渡しと柴又帝釈天の音風景を探索した。また、音について考え、空き缶等を用い、音の楽器の作成をした。参加人数16名
	ごみツアラー	清掃施設を広く市民に見学してもらい、清掃事業に対する関心と理解を深める。参加人数426名
	親子が水辺で集う日	環境月間である6月に小学校の校庭を利用し、環境イベントを実施、また近くの坂川で魚(こい)の放流を行う。参加人数 1,500名
野 田 市	再発見!水の話	地球環境と水の話について 参加人数77人
	生き生きライフセミナー	環境問題についての講義 参加人数58人
	婦人会員講座	リサイクルについての講義 参加人数18人
	北部長寿大学	環境問題についての講義 参加人数224人
佐 原 市	佐原市環境シンポジウム2002	市、市民、事業者のパートナーシップ醸成を目的に、基調講演及びパネルディスカッションを行った。併せて、パネル展とフリーマーケットを同時開催。約200名参加。(6月2日)講師謝礼300,000円その他23,500円
成 田 市	印旛沼クリーンハイキング	ごみ空き缶等を拾いながら、印旛沼の水辺をハイキングする。また、金魚すくいやクイズ大会、水質勉強会などのイベントを行う。
	環境関連講演会	講師を招き、環境保全についての講演会を開催する。
	屋形船による印旛沼自然観察会	印旛沼に直接触れて楽しみ、沼の実態を市民に知ってもらう。
	坂田ヶ池親子自然観察会	坂田ヶ池で講師を招き自然観察会を行い、自然と親しむ機会と学習の場を提供する。
佐 倉 市	水辺環境展	環境学習の一環として、市で実施している各種調査関連事業をパネル・模型展示する。平成14年度3,869人来場。
	自然環境講演会	身近な自然環境について紹介する。参加者 50人
習 志 野 市	音の環境学習	環境月間行事の一環として、市内の児童・生徒を対象としてゲームや実験を通し、身近な音と騒音を区別し、音の研究と学習を行う(参加人数 13年度16人)
	小学生の環境施設の見学	市内全小学4年生の児童を対象に、リサイクルプラザ、清掃工場、谷津干潟自然観察センターの見学を実施。(16校、見学1,223人)

市町村名	名 称	内 容
柏 市	環境フェスタ	平成13年10月14日(日)実施。参加人数:3,500人 予算額:80万円
	事業所フォーラム	平成14年2月25日(月)実施。参加人数約170人 予算額:約43万円
	手賀沼ふれ愛フェスタ	平成13年10月27日(土)に県、流域自治体などの主催により、我孫子市民文化会館にて「手賀沼流域フォーラム」や手賀沼親水広場にて、「水辺のイベント」を開催し、手賀沼浄化に向けて啓発活動を行った。参加人数5,500名
	くらしと環境パネル展	環境月間の市民啓発事業として、平成3年度から市内において、パネル展示やパンフレットの配布を実施している。平成13年度は、さわやかちば県民プラザにて平成13年6月20日～7月3日に、「手賀沼の四季」、「家庭でできる浄化対策」、「柏の自然を歩こう」「ごみ減量と資源化」、「ポイ捨て防止」などをテーマにパネル展示やパンフレットを配布した。
	柏の水辺めぐり	手賀沼や河川の浄化のため、家庭でできる浄化対策の実践など、環境問題に対する意識の高揚を図るため、手賀沼船上見学や北千葉導水第二機場、手賀沼流域下水道終末処理場の施設見学などを行った。参加団体数37団体、参加人数1,789人
	自然観察会	自然の観察を通じて、自然環境保全の意識の高揚を図ることを目的に開催。平成13年10月21日(日)、参加者19名
市 原 市	環境フォーラム	柏市環境基本条例の制定に伴い、市民・事業者・市が協働して「環境の保全及び創造」を推進するため環境フォーラムを実施。 平成14年2月23日(土)、参加者110人 予算額:250,000円
	エコフェアいちほら	環境月間のメイン行事として実行委員会主催により、環境啓発映画上映会、各種団体による環境保全活動内容の紹介、フリーマーケット等実施 参加人数約4,500人
	臨海部工場見学	市内小学生を対象に実施 参加人数:852人
	巨木めぐり	市内にある巨木とその自然環境に直接触れ、自然の大切さを実感する。参加人数40人
	水辺の観察会	養老川に生息する水生生物などを観察して水辺に親しむ。参加人数 約40人
	流 山 市	環境シンポジウム(第9回流山市環境デー)
環境情報紙「えこらいふ」の発行		市民が環境問題を考える上での契機づくりとして、正確な情報を提供する環境情報紙「えこらいふ」の発行を行っている。
八 千 代 市	こども環境教室	小学校5・6年生を対象に自然の仕組みや尊さを学ぶため、実際の体験を含めた学習を3日間行う、参加者20名
	環境モニター施設見学会	環境モニターによる環境施設の見学会を行い、意識の高揚を図る。参加者9名
	エコクッキング	台所排水の浄化等を実践してもらうための料理講習会 参加者19名
我 孫 子 市	手賀沼船上学習	手賀沼の現状を知るとともに、自然への関心向上のため、市内小学校5、6年生を対象に実施している。
	手賀沼ふれあい船上見学会	一般市民を対象とした船上見学会を実施し、手賀沼に対する理解を深め、浄化に対する意識の高揚を図る。
鴨 川 市	小学生を対象とした啓発事業	環境週間に小学生を対象に実施。啓発物資、パンフレットを配布し、環境に対する関心を喚起させようとするもの。
鎌 ケ 谷 市	まなびい大学くらし学部	夏休みこども環境講座(自然観察・エコクッキング全3回延べ52名参加)
	まなびい大学講師派遣事業	市職員を学習会の講師として派遣。テーマ「家庭でできる水質浄化」(2回78名参加) テーマ「リサイクルできますよ」(2回78名参加)
	環境ビジュアル展	市内の小学校の生徒が学習した環境学習の成果発表
	中央公民館市民セミナー こども環境講座	テーマ「身近に迫る温暖化」 エコクッキング・リサイクル施設の見学(2回延べ55名参加)
君 津 市	環境フェア	平成13年9月2日開催 参加人数…約1,800名 事業内容…「市制施行30周年記念式典、救急フェア」と同時開催 環境美化活動者等感謝状贈呈、環境美化推進啓発ポスター入賞作品展示・表彰、フリーマーケット
浦 安 市	環境キャンペーン	講演会:市民一人一人が環境問題を真剣に考え、地球的な問題であることを認識してもらうため開催。
袖 ケ 浦 市	暮らしと環境を考えようin袖ヶ浦	市民と事業者・行政が一体となって環境イベントを開催し、地域における環境保全活動のあり方について問題提起、環境問題への取り組み方を紹介。
	夏休み親子環境講座	小学生とその親を対象に楽しみながら環境について学ぶ場を提供し、意識の高揚を図った。(エコクッキング、ネイチャーゲーム) 参加者 17名
	環境学習講座	一般市民を対象に、環境意識の高揚を図るため、講座を実施している。参加者5回延べ119名
印 西 市	「印西市自然探検隊」	平成13年度5回開催(参加人数147名) 「印西市自然探検隊」を通し、市民に残された自然環境とそこに生息する生物の実態を知ってもらい、市民の環境保全に対する意識の高揚を図る。
白 井 市	環境学習講座	地域における環境学習を推進し、環境保全に関する知識の普及と環境保全活動を促進する。 参加人数 55名
	自然観察会	環境学習の一環として豊かな自然と動植物とふれあい親しんでもらうため、小学生以上を対象に年4回(春夏秋冬)実施。参加人数 89名
	環境学習教材制作	環境保全意識の向上を図るため、教材用パンフレットの作成及び案内看板の設置。
	生活排水対策体験学習会	浄化意識の高揚、浄化対策の普及を図るため、水質浄化の体験学習会を開催。参加人数22名
	リサイクル講座	ごみの減量化、資源化に対する意識の向上を図るため、一般市民を対象に、リサイクル工場等の見学を実施。参加人数 24名
	富 里 市	夏休みちびっ子リサイクルセミナー
リサイクルフェア		ごみ減量及び資源ごみの有効利用と地球に優しい暮らしづくりを目的とする。
施設見学		市クリーンセンターの施設を見学する(随時実施)。
環境美化ポスター展		市内の小中学校5年生を対象に環境美化に関するポスターの募集と展示 参加者474名
きれいなまちづくり推進家族の登録		きれいなまちづくりに賛同する家族を登録し、美化活動に対し支援する(随時受付)

市町村名	名 称	内 容
沼 南 町	手賀沼船上視察	手賀沼の水質の現状を直接船上から視察し、まだ残されている沼の自然を観察しながら私たちに出来る水質浄化対策などを一緒に考える。 町内在住の方対象に実施 定員30名
	環境講座	今日的課題である環境問題への関心を高め「地球規模で考え足元から行動する」ための資質を養うことを目的に講演会を実施。 (町内中学校4校で実施 延べ動員数1,531名)
光 町	自然観察会	希少昆虫等の観察を通じて、自然環境保全の意識の高揚を図ることを目的に開催。29名参加
	環境美化モデル校事業	環境美化モデル校を指定し、アルミ缶の集団回収を行い、ゴミの再資源化・減量化の精神を養う。
栄 町	こどもISO講座	夏休みを利用し、親子で家庭の電気や水道などの使用料を観察し、節約のしかたについて考え、実践してもらった。
長 南 町	自然環境学習会	私たちが生活する身近な場所(水辺)に住む貴重な動植物とふれあい、自然の大切さを学ぶことを目的に実施。 25名参加
御 宿 町	こどもエコクラブ「地球っ子」セミナー	地域や地球環境について体験を通して学び、知る、守ることの大切さをトレーニングする。このことに対し、町で助成している。(助成額90,000円)
大 原 町	環境学習推進事業	一般市民を対象に、環境への認識をより一層深めるための環境学習会を実施。(年5回)
岬 町	環境美化カレンダー	町内小学生を対象として、環境問題をテーマにした絵を募集。優秀作品をカレンダーに掲載すると共に、カレンダーに、ごみ収集日を地域別に記載し、ごみの出し方などの啓発を図る。 予算額:50万円
千 倉 町	クリーン環境ちくらの発行	暮らしの中の環境保全に対する町民の意識の高揚を図るため年3回全世帯に配布。
天津小湊町	ふれあい学習	総合的なボランティア活動の一環として「ふれあい学習」を実施。(海岸清掃:ビン・カン・発砲スチロール、ペットボトル、可燃物に分別収集。320Kg回収)

セ 環境保全活動への助成

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	地域環境保全基金事業	市内で河川浄化等の環境保全活動を自主的に実施している9団体に対し、補助対象経費の1/2以内(限度額30万円)を補助する。
銚 子 市	銚子市地域環境保全活動支援	平成12年度11月1日から支給開始 事業内容…平成12年7月3日に自主警備団を結成、不法投棄防止のための監視、関係機関への情報提供表彰…平成14年度環境保全功労者等環境大臣表彰(平成14年6月5日)
市 川 市	環境活動団体支援事業	環境をより良くする市民活動の支援を目的として、環境活動を行う民間団体を支援している。登録した団体を対象に、講師の派遣、教材等の貸出、情報提供を実施している。(登録団体18団体)
	環境活動推進連絡会	環境活動団体間の情報交換・情報提供を目的としたネットワーク 平成12年5月発足 61団体
館 山 市	戦略的なまちづくり支援事業	地域住民の環境浄化への意識の高揚ときれいな海を取り戻すことを目的とする。「安房の海を守り育む会」
松 戸 市	市地区環境美化組織連合会事業補助金	地域の環境美化活動を自主的にを行うことを目的とした町会・自治会が集まって構成する松戸市地区環境美化組織連合会に対し補助金を交付し、組織の運営及び活動内容の充実を図る。補助金額320千円、78町会・自治会(平成10年度)
	水質浄化活動団体に対する助成金	市内河川の水質浄化活動(周辺美化も含む)を支援するため、その活動に要する経費について補助金を交付する。構成員数20名以上(助成金は経費の1/2以内で5万円を限度とする) 補助金額550千円11団体
茂 原 市	容器包装廃棄物等回収事業	自治会、子供会、婦人会、老人会、学校及びPTAが行う資源ごみ回収に対し報償金還元金を交付。
成 田 市	成田の水をきれいにしよう運動	印旛沼・河川周辺の環境美化運動等いろいろな啓発普及事業を行う。また、各地域で身近な水辺環境を守り、水質浄化に役立つ活動を行う団体に対して、必要な物資等の提供を行う。
佐 倉 市	佐倉市環境ボランティア育成事業	地域に根ざした市民の自主的な環境保全活動を育成・支援していくため助成。
旭 市	きれいな旭をつくる会補助事業	環境美化モデル地区の助成。リサイクル施設等の視察。公共施設の花いっぱい運動。空き缶回収運動。環境衛生大会の開催。
柏 市	雨水浸透ます設置費補助制度	湧水の保全及び地下水の涵養を図るため、雨水を地下に浸透させる「雨水浸透ます」を設置する市民に対し、費用の一部の補助を実施。一基当たり2分の1補助、上限25,000円、設置世帯、設置数 3世帯、9基
	市民活動補助金	ボランティア活動やまちづくりに関する活動など、非営利かつ自主的な市民活動を行う団体を対象にした市民活動補助金制度を平成10年度から実施している。
市 原 市	環境保全推進絵手紙展	環境保全推進絵手紙を町内在住、在勤、在学者から募集し、入賞者を表彰する。 応募作品数:208作品
	環境衛生週間ポスター募集	環境衛生週間にちなんだポスターを小中学生から募集し、優秀作品を表彰し、環境衛生の推進に役立てる。
	清掃事業功労者への感謝状贈呈	清掃事業の推進及び環境美化等に貢献した者に対し感謝状を贈呈する。
流 山 市	市民環境フォーラム流山・流山事業補助金	環境問題について考え、意識の高揚及び啓蒙を図るため環境シンポジウムを開催する市民環境フォーラムに対して補助を行っている。
鴨 川 市	生活環境整備促進事業補助金	地域の環境美化活動を通じ住民の連帯意識の高揚と健康で明るい地域づくりを積極的に実施する団体に補助金を交付する。
富 津 市	環境浄化対策事業補助金	環境美化活動を積極的に実施する市内4団体に補助金を交付する。
四 街 道 市	環境美化表彰	市内において環境美化活動を行い、その推進に顕著な功績のあった者を表彰することにより、その功績をたたえ環境美化意識の高揚を図る。個人・団体10名以内
富 里 市	不用品集積所設置補助金	不用品集積所の設置に要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全を図り、市民生活の向上を図る。費用の1/3の額 上限18,000円/か所
栄 町	ごみに関する標語とポスターの表彰	ごみ問題と資源保護の大切さを認識していただき、ごみの減量化と再資源化を広く推進・啓発することを目的に実施。

市町村名	名 称	内 容
大 栄 町	資源回収補助事業	定期的に資源回収を実施している団体に対し、補助金を交付する。小学校に対して一律50,000円、その他団体に対し5円/kgの補助
多 古 町	多古ホテル祭り	河川愛護思想を広く普及することを目的としてホテルの放流、鑑賞会、環境づくりビデオ鑑賞会等の集いが行われる。この活動に補助金(100,000円)を助成。
海 上 町	廃棄物不法投棄防止対策事業活動報酬	不法投棄防止のため監視活動及び清掃活動を行う自治会等の団体に対して活動報償費を支給する。
飯 岡 町	環境モデル地区推進整備事業	地域社会における快適な居住環境づくりを図るため、各行政区をモデル地区に指定し補助金を交付する。
山 武 町	山武町不法投棄防止対策事業	山武町の環境保全を目的とし、不法投棄監視活動を行う住民自らが組織した団体に対し、その活動に要する経費を支援する。
芝 山 町	廃棄物資源化回収事業補助金	廃棄物の資源回収を実施している団体(子供会、PTA等)に対し、補助金を交付する。(1kg/3円)
長 南 町	不法投棄等の情報提供に関する協定	町内の郵便局と不法投棄等の情報提供に関する協定を締結し、不法投棄の監視体制の強化を図る。
和 田 町	集団回収実施団体補助事業	資源回収を行った団体へ3円/kgの補助。
	ごみ集積施設整備事業補助金	ごみ集積施設を整備する者に対し補助(費用の1/2の額、上限25,000円)

ソ その他の取組

市町村名	名 称	内 容
千 葉 市	I S O 14001 認証取得	市役所本庁舎を適用範囲として、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 14001 認証を平成 13 年 6 月に取得。
市 川 市	市川市環境市民会議	環境施策に市民意見を積極的に反映させるため、公募市民からなる環境市民会議を設置している。第 3 期環境市民会議は「環境家計簿の普及」「マイバッグの推進」をテーマとして活動し、実体験を踏まえた報告書を作成した。第 3 期：H13. 10. 9～H14. 4. 15
	I S O 14001 環境マネジメントシステムの取組	本庁舎を中心とした18の施設を対象に環境マネジメントシステムを構築・運用している。総合計画、環境基本計画の重点施策・事業を環境マネジメントの対象とし、環境保全を推進する。(クリーンセンターでは、平成12年2月からすでに取組が推進されている。)
館 山 市	市不法投棄監視員制度設置要綱	廃棄物及び土砂等の不法投棄等を未然に防止するため、不法投棄監視員制度に関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の保全に資する。
	環境審議会	環境問題にかかわる事項について必要な調査・審議を行い市長に答申し、又は建議する。
松 戸 市	松戸駅周辺ポイ捨て対策モデル事業	10年10月より、松戸駅周辺500m圏内にてポイ捨て防止事業を実施。
野 田 市	不法投棄防止パトロール	廃棄物減量等推進員地区代表者27名による市内不法投棄重点巡回箇所を2人1組で月2回パトロール(H13. 12～)
成 田 市	緑化推進事業	年2回、各区へ花の苗を配布し、緑地に植栽・管理してもらう。
	ホームページ開設	印旛沼の概要や汚濁の状況、沼にまつわる伝説や昔話などを掲載している。
	成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的に平成12年3月31日制定。平成12年7月1日施行。
佐 倉 市	I S O 14001 ホームページ開設	平成13年3月9日取得。環境情報の提供
東 金 市	I S O 14001	平成12年2月23日取得
	環境マネジメントシステム導入	自治体が率先して環境問題に取り組む姿勢を住民や企業にアピールする事により環境への啓発効果が期待される。
習 志 野 市	公共施設における小型焼却炉の使用禁止	ごみの焼却に伴うダイオキシン類の発生を防ぐため、学校や福祉施設など市内全公共施設での小型焼却炉の使用を平成9年9月1日から廃止。
	習志野エコオフィスプラン	環境保全率先行動計画を11年2月に策定し、11年4月より5か年計画で実施。
勝 浦 市	一日清掃	市行政区(45区)ごとに年8回の一掃日を設定し、区域内の空き缶拾い、草刈り等を実施。
流 山 市	江戸川クリーン大作戦	14年5月26日実施。
	春・秋ゴミゼロ運動	14年5月26日実施(春)。13年11月11日実施(秋)。
浦 安 市	I S O 14001 の取組み	平成13年11月30日取得 市自らも環境に配慮した事業活動に努め、深刻化する地球環境問題に取り組む地球環境の保全を図る。
四 街 道 市	生垣設置補助事業	生垣設置への助成1,500円/m。ブロック塀等の撤去への助成2,000円/mともに30,000円を限度とする。
袖 ヶ 浦 市	環境月間ポスターコンクール	環境月間にちなんだポスターを小中学生から募集し、優秀作品を表彰し、環境意識の高揚を図る。
	袖ヶ浦市ゴミ集積箱設置整備事業補助金	清掃事業におけるごみの衛生的な処理の普及を図るため、ゴミ集積箱設置整備事業に要する経費に対し、補助金を交付。
	袖ヶ浦市不法投棄監視員制度設置要綱	監視員を設置することにより、自然環境の破壊及び景観を損なうおそれのある不法投棄等を未然に防止し、市民の快適な生活環境の保全に資する。
白 井 市	廃棄物野焼き、投棄・堆積追放対策会議の設置	廃棄物の野焼き行為、投棄行為及び堆積行為を追放し良好な環境を維持する。
	生活環境指導員の委嘱	各自治会単位で指導員を委嘱し、自地区のごみの排出指導等分別の徹底、不法投棄の監視等を業務とする。
	I S O 14001 白井市の取組み	職員は市の行う事業活動がもたらす環境に対する影響を自覚し、環境への負荷を低減させるための自主的な取り組みである I S O 14001 環境マネジメントにより環境の保全に努める。
富 里 市	アダプトプログラム(里親制度)	一定区間の道路を自らの「養子」とみなし、住民や事業者等からなる自発的なボランティア(「里親」)によって、継続的な散乱ごみの収集を行っていただく制度を平成14年4月1日に導入
関 宿 町	空き地の雑草等の除去に関する条例	空き地の管理不良状態を解消することにより、住民の安全と良好な生活環境を確保する。
沼 南 町	美化協力員設置	増大する廃棄物の不法投棄の防止を図り、快適な生活環境を確保すると共に、環境行政の効果的な推進を図る。美化協力員20名
	不法投棄監視員設置	不法投棄等の防止及び屋外燃焼行為による災害発生並びに自然環境の破壊を未然に防止し、町民の健全で快適な生活環境の保全に務める。不法投棄監視員(町職員55名)

市町村名	名 称	内 容
栄 町	再生品トイレットペーパー（ドラムロール）の作成	役場から排出された、コピー用紙などからトイレットペーパー（ドラムロール）を作成し、イベント時に町民へ配布及びPRしている。
下 総 町	ごみステーション施設整備補助金	ごみの分別の推進を図るために、自主的にごみステーション施設整備を行う地域の団体に事業費の半額を補助
光 町	不法投棄防止・リサイクル啓発キャンペーン	不法投棄監視員による不法投棄防止とリサイクルの意識啓発を図るため、光町産業まつり・文化祭会場でキャンペーンを実施。
	不法投棄防止対策事業	月1回町内全域をパトロールし、不法投棄防止と早期発見を行う。
成 東 町	ホームページ開設	町ホームページに環境関係の情報を掲載する。12年4月1日から
横 芝 町	1日清掃	町行政区（82区）ごとに「ゴミゼロ運動」とは別に年1回、12月にカン、ビン粗大ゴミ等の収集、草刈り等を実施。
	空き地の雑草等の除去に関する条例	雑草が繁茂し、生活環境を悪化している空き地の所有者に対し、雑草を除去し、適正に管理させる。7年3月29日制定
睦 沢 町	フラワー&クリーン作戦（花いっぱい運動）	花の街づくりを通じて美しい生活環境を作り出す。年3回、各区に町から花の苗を配布し花壇等へ植栽、管理してもらう。9月は各地区へ花の種子代を助成し地区で花を栽培
長 生 村	合併処理浄化槽設置事業費補助金交付	個人が建築する住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付する。
	特定環境保全公共下水道事業	生活環境及び公衆衛生の向上並びに公共用水域の保全を図るため公共下水道の整備を行っている。認可計画161ha
大 多 喜 町	空に親しむ啓発事業	中学生を対象に樹木の大気浄化能力調査、あおぞら観察、雨の酸性度チェックなどの調査及び観察等を行う。
御 宿 町	古紙回収	町協力団体による古紙（新聞紙）の回収（月3回程度）
和 田 町	全町一斉ふるさと美化運動	町民自らが生活環境の美化に関心を持ち、行政連絡員の指示で月1回の清掃活動を実施。